

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別政策及び情報ノート

イラク：治安情勢及び人道的状況

第5.0版

2018年11月

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

目次

評価.....	3
1. 序論.....	3
1.1 申請の根拠.....	3
1.2 注目すべきポイント.....	3
2. 問題の検討.....	4
2.1 信憑性.....	4
2.2 適用除外.....	4
2.3 リスク評価.....	4
2.4 国内移住.....	10
2.5 証明.....	12
国別情報.....	12
3. 人口統計.....	12
4. イランにおける紛争：2003年～現在.....	14
5. 紛争の当事者.....	14
5.1 イラク軍.....	14
5.2 クルド・ペシュメルガ.....	15
5.3 ダーイッシュ.....	16
5.4 その他のスンニ派反政府集団.....	17
5.5 シーア派民兵及び人民動員隊（PMU）.....	17
6. 人道的状況.....	18
6.1 全般的な生活水準及び状況.....	18
6.2 人道的援助を必要としている人々の数及びプロフィール.....	19
6.3 人道的援助を必要としている人々の居住地.....	19
6.4 地域別ニーズの深刻度.....	19
6.5 脆弱な集団.....	20
6.6 国内避難民（IDP）の数.....	20
6.7 IDPの出身県及び避難県.....	21
6.8 IDPの避難所の種類.....	22
6.9 帰還民数及び帰還地.....	22
6.10 帰還民の受入拒否.....	24
6.11 帰還地の状況.....	25
6.12 雇用及び経済的な安定.....	28

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.13	食糧の安全保障.....	29
6.14	医療及び保健.....	29
6.15	水、公衆衛生及び個人衛生（WASH）.....	30
6.16	教育.....	30
6.17	強制退去.....	31
7.	人道支援.....	31
7.1	国連人道対応計画.....	31
7.2	人道パートナーの数及び活動範囲.....	32
7.3	支援の対象となる人々の数とプロフィール.....	34
7.4	公的配給制度（PDS）.....	35
7.5	人道支援の有効性.....	36
7.6	人道支援の有効性：モスル.....	37
8.	治安情勢.....	38
8.1	概観：ダーイッシュ（イスラム国）との戦争.....	38
8.2	概観：「バグダッド・ベルト地帯」の状況.....	41
8.3	概観：「紛争」地域の状況.....	43
8.4	領土の支配.....	44
8.5	治安事件.....	46
8.6	市民の死亡者数.....	47
8.7	市民の負傷者数.....	48
8.8	暴力の性格.....	49
8.9	脆弱な集団に及ぼす影響.....	49
付属書A：イラク地図.....		50

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

評価

更新日：2018年11月16日

1. 序論

1.1 申請の根拠

1.1.1 イラクにおける全般的な人道的状況は、申請者を送還することが2004年4月29日付欧州理事会指令（European Council Directive）2004/83/EC（「難民認定資格の最低基準に関する指令、略称：資格指令（Qualification Directive）」）第15条(a)項及び(b)項違反/欧州人権条約（European Convention on Human Rights）第2条及び第3条違反になってしまふほど過酷であり、及び又は、

1.1.2 イラクにおける治安情勢は、申請者を送還することが資格指令第15条(c)項（無差別暴力に起因する市民の生命又は身体に対する深刻なかつ個々の脅威）違反になると考えられるほど市民の生命又は身体を脅かす現実的なリスクを提起している。

1.2 注目すべきポイント

1.2.1 イラクの治安情勢に関する内務省のこれまでの評価では、イラクの「紛争」及び「非紛争」地域を区別していた。

- 「紛争」地域は、アンバール (Anbar) 県、ディヤーラー (Diyala) 県、キルクーク (Kirkuk)（別名タミン[Tam'in]) 県、ニーナワー (Ninewah) 県及びサラーフッディーン (Salah al-Din) 県であった。
- 「非紛争」地域は、バグダッド (Baghdad) 県、「南部諸県」（バービル[Babil] 県、バスラ[Basra] 県、カルバラー[Kerbala] 県、マイサーン[Missan] 県、ムサンナー[Muthanna] 県、ナジャフ[Najaf] 県、カーディーシーヤ[Qaddisiyah] 県、ジーカール[Thi-Qar] 県及びワースト[Wasit] 県）及びイラク・クルディスタン地域 (KRI)（ドホーク[Dohuk] 県、アルビール[Erbil] 県、ハラブジャ[Halabja] 県及びスレイマニヤ[Sulamaniyyah] 県）であった。

1.2.2 しかしながら、これらの定義が最初に使用されてから治安情勢は変化してきており、イラクの治安情勢をもはや反映しなくなっている（[治安情勢](#)を参照）。

1.2.3 また、情報筋は、イラク政府（Government of Iraq : GoI）とクルディスタン地域政府（Kurdistan Regional Government : KRG）の間に主権や支配権が争われている地域を「紛争」（又は「闘争」）地域と呼ぶことがある。したがって、混乱を避けるため、イラクの治安情勢に関して「紛争」と「非紛争」の定義は、もはや使用しないこととする。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2. 問題の検討

2.1 信憑性

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。

2.1.2 また、意思決定者は、庇護申請者が以前に英国査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない（[査証の一致、英国査証申請者による庇護申請に関する庇護指針](#)を参照）。

2.1.3 さらに、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性を検討しなければならない（[言語分析に関する庇護指針](#)を参照）。

2.2 適用除外

2.2.1 様々な集団が深刻な人権侵害に関与してきている（[紛争の当事者](#)を参照）。庇護申請者がそのような集団に関わっていることが認められる場合、意思決定者は適用除外条項の一つ（又は複数）を適用することができるかどうかを検討しなければならない。それにもかかわらず、意思決定者は個々の事実関係と実体に基づいて各事案を検討しなければならない。

2.2.2 適用除外条項及び制限付在留許可に関する詳細指針については、「[難民条約第1F条に基づく適用除外に関する庇護指針](#)」及び「[制限付在留許可に関する庇護指針](#)」を参照されたい。

2.3 リスク評価

a. 難民条約

2.3.1 意思決定者はまず、社会不安の状態及び/又は法と秩序が崩壊している状態自体は、難民条約上の理由により迫害を受ける危険があるという十分に理由のある恐怖を生み出さないことに留意しつつ、申請者が難民条約に定める理由により迫害に直面するかどうかを検討しなければならない。

b. 人道的保護

2.3.2 申請者が難民条約の下で資格を有する場合、意思決定者は人道的保護の必要性を評

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

価値する必要がある。意思決定者が資格指令第15条(a)項及び(b)項/欧州人権条約（ECHR）第2条及び第3条に基づき保護を与える必要性があるかどうかを評価し、必要性がないということになれば、次いで資格指令第15条(c)項に基づき保護の必要性を評価しなければならないのは、申請者が難民条約の下で資格を有しない場合のみである。

2.3.3 人道的保護（Humanitarian Protection：HP）に関する全般的な指針については、[人道的保護に関する庇護指針](#)を参照されたい。

c. 人道的状況

2.3.4 申請者は、本人の証明文書の状況から判断して、支援を受けることができないと主張することができる。文書の問題に関する情報と評価については、[イラクに関する国別政策及び情報ノート：国内移住、市民文書及び帰還](#)を参照されたい。

2.3.5 2018年2月、国連人道問題調整事務所（OCHA）は、870万人が人道支援を必要としていると評価した。これは2017年1月時点における1,000万人から減少している（この数字は「絶対」数ではなく、「単純合算」数である。ある者が複数の支援ニーズを持っている場合、その者は複数回カウントされる可能性がある）。（[人道的援助を必要としている人々の数及びプロフィール](#)を参照）。

2.3.6 人道支援を必要とする人々の80%は、ニーナワー県、キルクーク県及びアンバール県に住んでいる（ニーナワー県だけで46%）。また、支援ニーズは、国内避難民（IDP）の30%を受入れているイラク・クルディスタン地域にも集中している（[人道的援助を必要としている人々の居住地](#)及び[IDPの居住地](#)を参照）。人道支援は、ニーナワー県で最も必要とされている（[地域別ニーズの深刻度](#)を参照）。

2.3.7 人道支援を必要とする人々の中には、児童、女性、高齢者など特に脆弱な一部の集団と「極めて脆弱な居住者」（キャンプや標準以下の宿泊施設で生活している家族）がいる（[脆弱な集団](#)を参照）。

2.3.8 食物、雇用及び医療はほぼ全ての県で3大人道的ニーズとなっている（[雇用及び経済的な安定](#)、[食糧の安全保障](#)、[保健及び医療](#)、[水、公衆衛生及び個人衛生（WASH）](#)及び[教育](#)を参照）。

2.3.9 2018年8月現在、国際移住機関（International Organisation of Migration：IOM）は、190万人の市民が国内避難している（2014年11月以来最低の数字）と推定している（[国](#)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

[内避難民 \(IDP\) の数](#)を参照)。IDPのうち61%が個人の住居、29%がキャンプ、9%が「危険な避難所」でそれぞれ生活している。IDPがどこに居住するかは、地域によって異なる。たとえば、ニーナワー県やドホーク県ではIDPのほぼ半数がキャンプに住んでいる ([IDPの避難所の種類](#)を参照)。

2.3.10 IOMによると、2018年8月現在、およそ400万人が故郷に帰還しており、この人数は特にニーナワー県、アンバール県、サラーフッディーン県、キルクーク県で継続的に増加する傾向にある。この流れは、これらの県における治安情勢が改善されている状況で説明されるが、一方で二次的な国内避難も一部発生している。帰還トレンドはバグダッド、ディヤーラー、アルビールで安定している。帰還民の大半が自宅に戻っている ([帰還民数及び帰還地](#)を参照)。

2.3.11 国連難民高等弁務官 (UNHCR) の報告によると、政府系武装集団とコミュニティのメンバーは 特にアンバール県とニーナワー県出身のIDPが帰還するのを妨げている。これは両県のIDPがダーイッシュに属しているのではないかと疑っているためである ([帰還民の受入拒否](#)を参照)。

2.3.12 ニーナワー県とドホーク県は、他の県よりも多くのIDPを受入れている ([IDPの居住地](#)を参照)。大半のIDPの出身県は、アンバール、ニーナワー、それにごく最近ではキルクークとなっている (2017年9月の住民投票でクルド人の独立が承認されたことを受けてイラク政府が領土を奪還したためにクルド人が国内避難を余儀なくされた出来事を反映している)。([IDPの出身県](#)を参照)。IDPの経験は、地域、避難所の種類と優先度の高いニーズ及び個人の人々の状況によって異なる。IDPのうち61%が個人の住居、29%がキャンプ (主にニーナワー県とドホーク県)、9%が「危険な避難所」 (サラーフッディーン県、ニーナワー県及びドホーク県) でそれぞれ生活している ([IDPの避難所の種類](#)を参照)。

2.3.13 帰還民は、爆発危険物、標準以下の宿泊施設及び劣化する公共サービスに直面する可能性がある。世界銀行は、イラクの一部を復興させるのに少なくとも10年はかかるかと推定している。しかしながら、被害地域の一部の再建は現在始まっている ([帰還地の状況](#)を参照)。

2.3.14 2015年5月18~19日に審理した国別指針事案 [AA \(第15項\(c\)号\) \(改訂第1版\) イラク CG \[2015年\] UKUT 544 \(IAC\) \(2015年9月30日\)](#) で、上級裁判所は、バグダッドで活動し、国内避難民に支援を提供する機関は多く存在するという証拠があることを確認した (第200項)。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2.3.15 しかしながら、国際的な人道対応は2015年以降、新たにアンバール、キルクーク、ニーナワー及びサラーフディーンの諸県に立入ることができるようになってから一部の地域にまで拡大しているものの、全体としては縮小してきている。支援の取組みは最も脆弱な人々に集中している。特にモスルでは大規模な支援が行われており、100万人が現在援助を受けている状況である（[国連人道対応計画](#)、[人道パートナーの数と活動範囲](#)及び[人道支援の有効性：モスル](#)を参照）。

2.3.16 人道支援にはギャップが生じている。国連人道対応計画（Humanitarian Response Plan：HRP）は人道支援を必要としている人々のおよそ40%を対象にしてきた。REACHの報告によると、立入可能地域に住む帰還民及びホストコミュニティ世帯の大半が人道支援を受けていないと報告している（ただし、このことは、このような報告をした人々が全てそのような支援を必要としている人々として定義されていることを意味しているわけではない）（[支援の対象となる人々の数とプロフィール](#)及び[人道支援の有効性](#)を参照）。

2.3.17 イラクには、食糧と燃料に助成金を支払う全国的な政府プログラムの公的配給制度（Public Distribution System：PDS）がある。キャンプにいる人々は、キャンプ外の人々よりも定期的にこの制度を利用することができる。国内避難していない人々の場合、この制度の利用率は県によってばらつきがある（たとえば、サラーフディーン県では住民の9%しか同制度を利用できていないが、ナジャフ県の場合、利用率は100%である）。キルクーク県の場合、国内避難していない人々の大半が同制度を利用することができない。このサービスを利用できる人々の大多数は、配給量の半分しか受取っていない（[公的配給制度（PDS）](#)を参照）。

2.3.18 人道的状況は深刻であるが、国連によると、もはや「最も複雑かつ困難な人道的緊急事態の一つ」ではなくなっている（[全般的な生活水準及び状況](#)を参照）。

2.3.19 一般に、人道的状況は、申請者が資格指令第15条(a)項及び(b)項/欧州人権条約第2条及び第3条違反に直面する可能性が高く、申請者に人道的保護（HP）を与えることが必要になるほど深刻なものではない。しかしながら、意思決定者は各事案をその実体に基づいて検討しなければならない。状況が複雑に絡み合った結果、申請者が帰還時に資格指令第15条(a)項及び(b)項/欧州人権条約第2条及び第3条違反に直面することになるような事案があるかもしれない。個々の事案がこの閾値に到達するかどうかを評価するに際して、意思決定者は以下に掲げる事項を検討しなければならない。

● 申請者の出身地はどこか（人道的状況がより深刻な地域があり、申請者がイラクをまだ出国していない場合、申請者が帰還時にIDPとなるかどうかはこの深刻度によって影響を受ける可能性がある）

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

- 申請者個人のプロフィールと環境（年齢、性別及び民族性を含むがこれに限定されない）
- 申請者が支援ネットワークを利用できるかどうか。

2.3.20 資格指令第15条(c)項に基づく保護ニーズの評価は、申請者が資格指令第15条(a)項及び(b)項にに基づく難民保護又は補完的保護の必要性を立証できない場合にのみ、行わなければならない。

2.3.21 無差別暴力に基づく保護申請は、([QD \(イラク\) 対 SSHD \[2009年\] EWCA Civ 620](#))で提示したテスト、すなわち、「ただその地にいるというだけで、申請者がその生命又は身体を脅かす現実的なリスクに直面すると信じるに足る十分な根拠が存在すると言えるほど[帰還国又は] 帰還国の大半の地域において無差別暴力が高いレベルにあるのかどうか」を適用することによって評価しなければならない。

2.3.22 市民は、真正な非戦闘員でなければならず、また、紛争の当事者であってはならない。このような条件を満たす市民には、真正かつ永久に武装活動を放棄した前戦闘員も含めることができよう。

2.3.23 資格指令第15条(c)項の適用に関する詳細指針については、[人道的保護に関する底層指針](#)を参照されたい。

2.3.24 [AA](#)において、上級裁判所は2015年5月までに得られた証拠に基づき、以下の地域における武力紛争の程度は真に第15条(c)項に関係していると判示した。

- アンバール
- ディヤーラー
- キルクーク（別名タミン）
- ニーナワー
- サラーフッディーン
- 「バグダッド・ベルト地帯」（バグダッド市周辺郊外）の中で、アンバール、ディヤーラー及びサラーフッディーンに隣接する地域（第204項）

2.3.25 上級裁判所は、2016年8月24~25日に審理した[BA（バグダッドへの帰還）イラク CG \[2017年\] UKUT 18 \(IAC\) \(2017年1月23日\)](#)において、バグダッド（市）における状況は第15条(c)項に違反しないことを再確認し、「バグダッド市における全般的な暴力のレベルは依然として高いが、現在までに得られた証拠は、[AA](#)における]裁判所の結論から乖離す

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ることを正当化するものではない。」と判示した（第107項(i)号）。[BA](#)では、バグダッドにおける暴力のみを検討した。イラクの他の地域における暴力は検討していない。

2.3.26 [AA](#)において、上級裁判所は、いずれかの地域が第15条(c)項に関係しているかどうかに関する要因のリストとして、「網羅的ではない」が、以下を挙げることができると判示した。

- 紛争当事者の行動及び相対的な勢力
- 市民の死傷者数（紛争に起因する心的外傷を含む）
- 国内避難のレベル
- 紛争の地理的範囲（第89項）

2.3.27 しかしながら、治安情勢は2015年5月以降、AAで証拠が検討される時点までに大きく変わった。

2.3.28 イラクは依然として国内武力紛争の舞台となっている。政府は、ハウィジャ（Hawija）、ディヤーラー、サラーフディーンなどで市民に対するものを含め、散発的な攻撃を継続して行っているスンニ派反乱集団のダーイッシュ（イスラム国）に対して、反乱鎮圧作戦を展開し続けている（[概観：ダーイッシュ（イスラム国）との戦争](#)を参照）。

2.3.29 大半の暴力は、無差別に市民に影響を及ぼすという性格を帯びている。その最も一般的な形態は簡易爆発物（Improvised Explosive Devices : IED）と射撃である（[暴力の性格](#)を参照）。

2.3.30 しかしながら、2015年以降、ダーイッシュの領土支配は崩壊し、その活動能力は著しく低下してきた。イラク政府は2017年12月、ダーイッシュに対する勝利を正式に宣言した。ダーイッシュからの脅威は完全に消失したわけではないが、小さなポケット（孤立地帯）に閉じ込められ、紛争は広範な地域で展開されるものから、現在はアンバール、バグダッド、ディヤーラー、キルクーク、ニーナワー及びサラーフディーンでダーイッシュが行う統一性のない定期的な攻撃へと性格が変わってきている（[概観：ダーイッシュ（イスラム国）との戦争](#)を参照）。

2.3.31 イラク治安部隊（Iraqi Security Forces : ISF）、シーア派民兵組織の人民動員隊（Popular Mobilisation Units : PMU）（別名Hashd al Shabi）及びクルド・ペシュメルガ（Kurdish Peshmerga）は、イラク領土の大半に対する支配を再び確立した（[領土の支配](#)を参照）。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.3.32 2014年以降、治安事件と死傷者数は全県で激減した。治安事件数はここ15年間で最も低いレベルにある。ダーイッシュがモスル（イラクで二番目に大きな都市）を占領した2014年夏以降、暴力による被害が最も大きかった6県－アンバール、バグダッド、ディヤーラー、キルクーク、ニーナワー、サラーフディーン－では、全体的に治安事件数や死傷者数が大幅に、かつ、一貫して減少している。現在の数字は通常、2014年中頃の10分の1になっている（[治安事件](#)、[市民死亡者数](#)及び[市民負傷者数](#)を参照）。

2.3.33 2015年以降、国内避難民数は著しく減少してきており故郷に帰還する人々の数も大幅に増加してきている（[国内避難民（IDP）の数](#)及び[帰還民数及び帰還地](#)を参照）。

2.3.34 控訴裁判所は、2012年6月20～21日に審理した[SG（イラク）対内務大臣（Secretary of State for the Home Department） \[2012年\] EWCA Civ 940 \(2012年7月13日\)](#)において、「意思決定者及び審判所判事は、国別指針事案の判決事項を考慮に入れ、それに従わないことを正当化するような説得力がある証拠によって裏付けられた極めて強固な根拠が提示されない限り、その判決事項に従うことを義務付けられる」と判示した（第47項）。

2.3.35 上述した理由に関して、イラクの全ての地域が第15条(c)項の高い閾値に関係するというAAでの評価から逸脱することについて、説得力がある証拠によって裏付けられた極めて強固な根拠が存在する。これは、治安情勢がもはや深刻なものではないということを言っているのではなく、ただその地にいるというだけで、申請者がその生命又は身体を脅かす現実的なリスクに直面すると信じるに足る十分な根拠が存在すると言えるほどイラクのあらゆる地で無差別暴力が高いレベルにあるということはもはやないと言っているのである。

2.3.36 たとえ全般的な第15条(c)項リスクがもはやないとしても、意思決定者は申請者がそれにもかかわらず、申請者をそのようなリスクに晒す可能性がある何らかの環境に置かれているかどうかを検討しなければならない。

2.3.37 評価リスクに関する全般的指針については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照し、第15条(c)項（リスク要因の高まりに関する検討を含む）に関する指針については、[人道的保護に関する庇護指針](#)を参照されたい。

2.4 国内移住

a. 全般

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2.4.1 詳細な情報と指針については、[国内移住、市民文書及び帰還に関する国別政策及び情報ノート](#)を参照されたい。

a. クルディスタン地域 (KRI)

2.4.2 2018年2月27~28日に審理した国別指針事案[AAH \(イラク系クルド人ー国内移住\)](#)
[CG\[2018年\] UKUT 212 \(IAC\) \(2018年6月26日\)](#) (以下、「AAHイラク」という) において、
移民難民審判所 (Immigration and Asylum Chamber : IAC) の上級裁判所 (Upper
Tribunal : UT) は、KRI における人道的状況と国内移住に関する具体的な調査結果を審査
し、以下のように判示した。

「... [申請者に]IKR [Iraqi Kurdistan Region : イラク・クルディスタン地域] で生活する
家族がいる場合、文化的規範によってその家族が[申請者を]....受入れなければならないだろ
う。このような状況の場合... [申請者は] 一般に、「比較的普通の生活」をするのに十分な
支援を家族から受けることができると考えられるため、不当に過酷とは言えないであろう。
とは言うものの、意思決定者はケースバイケースにより[申請者の]家族...により提供される
可能性が高い支援の程度を決定することが重要である (第135項(8)号)

2.4.3 また、[AAH](#)において、UTは以下のように判示した。

「IKR [イラク・クルディスタン地域]に住む家族の支援がない申請者の場合、宿泊の選択肢
は限られている。

(i) 特段の理由がない限り、... [申請者が] IKRに所在する難民キャンプのいずれかを
利用できるようになる可能性は合理的に考えて低い。これらのキャンプは既に異常な過密
状態にあり、新たな難民を受入れていない。IDPの64%が個人的に手配した住居で宿泊して
おり、その大半が家族と一緒に生活している。

(ii) ... [申請者が] 家族と住めない場合、新たにできた最新の居住地区にあるアパート
を賃借できるが、家賃は月\$300~\$400である。

(iii) [申請者は] ... 「危険な避難所の手配」に頼ることができる。すなわち、未完成の
若しくは放棄された建物、その場しのぎの避難所、テント、モスク又は教会に住むか、あ
るいは政府ビル内に居座るかである。... [申請者が] 食物、清浄水及び衣類など基本的な生
活必需品が利用できないまま危険な避難所で生活する場合、... [申請者に] IKRへの国内移
住を求めるのは不当に過酷であると言えよう。

(iv) ... [申請者が] 基本的な生活必需品を利用できるかどうかを検討するに際して、庇
護を求めて却下された希望者は£1500が...[申請者に]支給される可能性がある自主的帰還制
度 (Voluntary Returns Scheme) に基づいて給付金を申請する権利があるという事実を考
慮に入れなければならない。また、... [申請者が] (a)雇用主、(b)海外に住む親族からの送金、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

(c) 特別の慈善金又はPDS配給の受け取りといった他の拠り所からの資金支援を得ることができかどうかについても検討すべきである（第135項(9)号）。

2.4.4 また、[AAH](#)において、UTは以下のように判示した。

「... [申請者が]雇用を確保できるかどうかは、以下の事項を考慮に入れ、ケースバイケースで評価しなければならない。

- (i) 性別：独身女性は合法的な雇用を確保できる可能性が極めて低い。
- (ii) IKRに住むイラク人IDPの失業率は70%である。
- (iii) [申請者は] ...CSID[市民IDカード]なしで労働することができない。
- (iv) 雇用を確保するに当たっては、ひいきと縁故主義が依然として重要な要因である。

IKRと家族の繋がりがある帰還者は、このような関係者に雇用主候補先を紹介してもらい、雇用に際して自身の保証人になってくれるよう依頼できるという点でかなり有利な立場にある。

(v) 技能、教育及び経験：建設業における肉体労働職の数も減少しており、技能がない労働者は最も不利な立場に置かれている。

(vi) ... [申請者が] ISILとの関係が際立っており、雇用主候補先が思い止まってしまうような地域出身である場合（第135項(10)号）。

2.4.5 国内移住の検討に関する全般的な指針については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。

2.5 証明

2.5.1 申請が却下される場合、その申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第94条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

2.5.2 証明に関する指針については、「[2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為](#)」を参照されたい。

国別情報

更新日：2018年11月5日

3. 人口統計

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

3.1.1 米国中央情報局（Central Intelligence Agency : CIA）は、2017年7月現在でイラク人口を3,920万人と推定している。

3.1.2 イラク中央統計局（Central Statistical Organisation : CSO）の2017年年次統計抜粋（Annual Statistical Abstract）は、県ごとの予想人口を算出した。

2018年県・地域別人口予想

表（2/6） E

県	合計	農村部	都市部
	合計	合計	合計
ニーナワー（Ninevah）	3729998	1468069	2261929
キルクーク（Kirkuk）	1597876	416770	1181106
ディヤーラー（Diala）	1637226	831689	805537
アンバール（Al-Anbar）	1771656	885541	886115
バグダッド（Baghdad）	8126755	1016521	7110234
バービル（Babylon）	2065042	1068157	996885
カルバラ（Kerbala）	1218732	403860	814872
ワーシト（Wasit）	1378723	548940	829783
サラーフッディーン（Salah AL-Deen）	1595235	875894	719341
ナジャフ（Al-Najaf）	1471592	420626	1050966
カーディーシーヤ（Al-Qadisiya）	1291048	551447	739601
ムサンナー（Al-Muthanna）	814371	444538	369833
ジーカール（Thi Qar）	2095172	750362	1344810
マイサーン（Maysan）	1112673	290820	821853
バスラ（Basrah）	2908491	546368	2362123
（15）県合計	32814590	10519602	22294988
クルディスタン地域（K.R）：			
アルビール（Erbil）	1854778	310687	1544091
ドホーク（Duhok）	1292535	335400	957135
スレイマニヤ（AL-Sulaimaniya）	2162279	330160	1832119
K.R 合計	5309592	976247	4333345
イラク総計	38124182	11495849	26628333

注記：人口予想は、2009年数値をベースに算出されている。

3.1.3 イラクは、10年ごとに国勢調査を実施する予定にしているが、国内で暴力が発生し

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ているため、継続的に延期してきた。直近の公式国勢調査は1987年に実施されたが、この調査では、イラク人口が1,600万人を若干超えた水準であると公表された。

3.1.4 イラク地図については、[付属書A](#)を参照されたい。

4. イラクにおける紛争：2003年～現在

4.1.1 紛争がどのように進展していったかを確認するには、[BBCの年表](#)を参照されたい。

5. 紛争の当事者

5.1 イラク軍

5.1.1 HISマークイット (IHS Markit) 社が公表するジェーン年鑑 (Jane's) は、2018年6月11日に更新されたブリーフィングで、以下のように説明している。

「サダム時代の軍隊に取って代わるために連合国暫定当局 (Coalition Provisional Authority : CPA) が2003年に設置したイラク軍 (Iraqi Army : IA) は、国家の領土保全を確保し、発生する国内反乱勢力と戦う任務を担っている。しかしながら、イラク軍はその設立以来、厳しい試練に晒されてきた。当初は2013年にCOIN [counter-insurgency : 反乱鎮圧] 作戦を実施する際に非効率であることを証明した。また、2014年にイスラム国戦闘員が侵攻してきた際にイラク国境を効果的に防衛することができなかった。イスラム国が侵攻してきた後でどん底を経験して以来、IAと治安部隊は過激派集団に対する作戦を次々と実施しながら徐々に勢いを増し、戦略的領土をイスラム国から奪還し、2017年後半には最後の都心を奪回するに至った。IAとイラク治安部隊は、イスラム国がイラク・シリア国境沿いに支配していた領土の最後の砦を占領した後、2017年12月にイスラム国との戦争が終結したことを正式に宣言した。

「この攻撃作戦によって、IA政策の多くの側面が疑いの余地なく新しいものになり、IAの現在及び将来の調達の優先順位も変更された…」

5.1.2 ジェーン年鑑は、イラク軍が195,000人の兵士を擁しており、「主要戦闘部隊」は1つの機甲師団と13の歩兵師団で構成されていると記述している。ジェーン年鑑は「近年の紛争によって、現役兵力が実際の兵力を正確に反映している可能性は低い。この数字には、クルド・ペシュメルガや人民動員隊 (PMU) 又は内務省 (Ministry of the Interior) のイラク反テロリズム局 (Iraqi Counter Terrorism Service) のメンバー数が含まれていない。」と伝えている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.2 クルド・ペシュメルガ

5.2.1 ペシュメルガは、イラク中央政府に抵抗するために結成されたクルディスタン民主
党（Kurdistan Democratic Party : KDP）とクルディスタン愛国同盟（Patriotic Union of
Kurdistan : PUK）の武装部門である。

5.2.2 オーストリア内務省（Austrian Federal Ministry of the Interior）のクルド人に関
する2015年報告書は、「2009年、KDPとPUKはペシュメルガ問題省（Ministry of Peshmerga
Affairs）を設置した。同省の目的は管理業務を一元化し、陸軍士官学校卒の軍人が指揮す
るKDP・PUK共同の旅団を編成することにあった。しかしながら、新設された省は、政治
的な支持が得られない中、党派心があらわな政治家を抑えてこの任務を遂行するというこ
とができなかった。したがって、イラク・クルディスタン地域がIS[イスラム国－ダーイッ
シュ]の出現に直面した際、ペシュメルガ部隊は全く一体化されていない軍隊であった。」
とコメントしている。

5.2.3 ジェーン年鑑は、以下のようにコメントしている。

「2014年にイスラム国が侵攻してきた際、自律的なKRG [Kurdistan Regional
Government : クルディスタン地域政府] の概して独立的な治安組織は、イスラム国戦闘員
の侵犯からイラク・クルディスタン地域（Kurdistan Region of Iraq : KRI）内のクルド人
を守るために連合防衛部隊を結成した。2014年から2017年にかけてイスラム国に対し攻勢
に出た結果、ペシュメルガはKRI国境の外にある領土（イラクとシリアの北部国境沿いの地
域及びキルクーク周辺の石油資源に恵まれた領土を含む）を奪還することができた。

「ペシュメルガは主に、2つの派閥で構成されており、各派閥はKRIの主要な政党である
KDP及びPUKと繋がっている。部隊の配置は概して地理的境界に沿って定義されており、
KDPはシリア国境に隣接する KRIの北部領土に責任を負い、PUKはイラクとイランの北東
部国境沿いにあるKRIの南部地域を支配している。

「この治安部隊は、イスラム国が奪取した領土で反撃作戦を展開できるよう集団で外部の
諸国から訓練と支援を受けている。米国は2015年に訓練計画を策定し、その後2つの軽歩兵
旅団と2つの砲兵大隊を配備していくことになるう...

「イラク国家の治安組織におけるペシュメルガの将来は、KRGが2017年9月にイラクから
の分離独立の是非を問う住民投票を実施した後、問題となったままである。KDPとPUKの

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

諸分派で構成されるペシュメルガ部隊は、全ての軍及び民間インフラを2017年10月に引き渡すようイラク政府が要請した後、イラク連邦軍の前進に直面し、キルクーク周辺地域から撤退した。

5.2.4 米国国務省2017年人権報告書は、以下のように伝えている。

「クルディスタン地域の2大政党であるKDPとPUKは、自らの治安組織を有している。連邦法に基づき、KRGは連邦政府による資金援助を受け、しかし、運営についてはKRGの管理下で域内治安部隊を維持する権利がある。これに従い、KRGのペシュメルガ問題省は14の歩兵旅団と2つの支援旅団を監督しているが、PUKとKDPはこの他に数万人の兵士を支配している。この中には一般にペシュメルガ70及び80旅団と呼ばれる民兵部隊が含まれている。」

5.3 ダーイッシュ

5.3.1 ダーイッシュ (Daesh) は、イスラム国 (IS) 、ISIS (Islamic State of Iraq and Syria : イラクとシリアのイスラム国) 又はISIL (Islamic State of Iraq and the Levant : イラクとレバントのイスラム国) としても知られている。ダーイッシュは英国政府が使用する名称である。

5.3.2 ダーイッシュは、「イラクのアルカーイダ (al-Qaeda in Iraq : AQI) から出現したイスラム聖戦士反乱集団である。2013年12月、ダーイッシュはファルージャ (Fallujah) を支配した後、2014年6月にはイラクで三番目に大きな都市であるモスル (Mosul) を占領し、バグダッドへ向かって前進し、イスラム・カリフ国家の樹立を宣言した。しかしながら、それ以来、イラク政府軍とその同盟軍が領土を奪還するにつれて、ダーイッシュは後退を余儀なくされた ([領土の支配](#)を参照)。詳細な背景については、[BBCのダーイッシュに関するプロフィール](#)を参照されたい。

5.3.3 2018年7月、国連安全保障理事会は、以下のように報告した。

「一部の加盟国は、イラクとシリア・アラブ共和国に現在いるISIL [ダーイッシュ]の兵士総数を2~3万人 (両国におおよそ均等に分布) と推定している。この中には、今もなお数千人に及ぶ現役外国テロ戦闘員が含まれている... 規模は縮小したが秘密裡に活動するISIL中核層はイラクで存続する可能性が高いように窺える。」

「[概観：ダーイッシュ \(イスラム国\) との戦争](#)」を参照されたい。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.4 その他のスンニ派反政府集団

5.4.1 ダーイッシュはイラクにおける主要な反乱集団であるが、他のスンニ派反政府集団として、ナクシュバンディア教団信者軍(Jaysh Rijal-al Tariqah al-Naqshabandia:JRTN)、イラク革命者総軍事評議会(General Military Council of Iraqi Revolutionaries)及びアンサール・アル・イスラム(Ansar al-Islam)が挙げられる。詳細情報については、[バアス党員に関する国別政策及び情報ノート](#)を参照されたい。

5.5 スンニ派民兵及び人民動員隊(PMU)

5.5.1 イラクで活動しているシーア派民兵組織も存在する。米国議会図書館に置かれる立法補佐機関である議会調査局(Congressional Research Service)の2016年3月付報告書によると、イラクにおけるシーア派民兵総数はおよそ11~12万人と推定されている。イラクで活動している主要なシーア派武装集団は、バドル旅団(Badr Brigades)、アサイブ・アフル・ハック(Asa'ib Ahl al-Haq : AAH)及びカタイブ・ヒズボラ(Kata'ib Hizbullah)である。シーア派民兵に関する詳細情報については、[イラクに関する国別政策及び情報ノート：スンニ派\(アラブ\) イスラム教徒](#)を参照されたい。

5.5.2 ジェーン年鑑は、人民動員隊(PMU)に関して、以下のようにコメントしている。

「イスラム国が侵攻した直後に組織された人民動員隊(PMU)は、主に特定の民族的又は宗教的指導者と繋がりがあるシーア派民兵である。その大半は、イラクが多額の助成金を出し、支援していると考えられている。PMUはイスラム国と戦闘している間により良く訓練され、装備もより整えるようになっていった。PMUはイラク国家が合法的な治安組織として認めており、内務省の管轄下に置かれている。

「戦闘活動において、PMUは通常、IA司令官の管理下に置かれるが、一元化された指揮命令系統から概して独立した動きをするのが確認されている。およそ1万人の民兵を擁すると推定されているPMUは将来、イラク国家の治安組織としての役割を担うことが保証されており、その形態は地域に基盤を置く国家警備隊となる可能性が高い。2017年10月にはクルド・ペシュメルガに対抗する勢力として配備されたことから、IS駆逐後の治安環境においてはPMUを解散すべきであると米国が要求しているにもかかわらず、PMUは連邦治安機関としてますます合法化されてきている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

6. 人道的状況

最新のデータと情報については、[国連人道問題調整事務所（OCHA）のイラクに関する人道対応のウェブページ](#)及び[国際移住機関（IOM）の国内避難追跡マトリックス](#)を参照されたい。

6.1 全般的な生活水準及び状況

6.1.1 2016年（最新の評価が実施された年）、平均寿命と健康、教育レベル及び生活水準を測定する国連人間開発指数は、イラクを188か国中121位にランク付けし、「中程度の人間開発」段階にあるとしている。人間開発指数は、人間開発のレベルを4段階、すなわち、極めて高い、高い、中程度及び低いに分類している。

6.1.2 国際通貨基金（IMF）からのデータを利用して作成した次のグラフは、2003年から2020年までの国民一人当たり国内総生産（GDP）を不変価格（物価インフレ調整後価格）で示している（2014年以降の数字は予想推定値）。



6.1.3 GDPは2017年に0.78%低下し、2018年には3.1%増加すると予想されている。

6.1.4 [世界銀行](#)は、イラク経済に関する複数の統計を公表した。

6.1.5 2017年1月、国連はイラクの状況をレベル3の緊急事態に分類した。レベル3の緊急事態とは、「最も複雑かつ困難な人道的緊急事態が起きており、人道的ニーズに効果的に対応する上で適切な能力と制度が整備されるよう図るため、人道的制度全体に亘って最も高いレベルの動員体制を必要としている状況」である。2018年6月現在、イラクはもはや緊急対応を必要とする国に挙がっていない。2018年人道対応計画は、イラクが2017年12月にレベル3の緊急事態から脱した」ことを確認した。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.2 人道的援助を必要としている人々の数及びプロフィール

6.2.1 2015年8月、OCHAは820万人が人道的援助を必要としていると評価した。2017年1月、OCHAはこの数字を1,000万人に上方修正した。2018年2月、OCHAは、イラクで870万人が人道的援助を必要としていると評価した。この数字の内訳は以下の通りである。

- 国内避難民 (IDP) 150万人
- 国内避難地からの帰還民 210万人
- 新たに又は二次的に国内避難した人々 30万人
- ホストコミュニティに住む「極めて脆弱な居住者」380万人（「極めて脆弱な」とは、キャンプ又は標準以下の宿泊設備で生活している家族と定義される）
- 新たに立入りできるようになった地域に住む非国内避難民 60万人
- 難民 25万人

6.2.2 OCHAは、この数字が「何らかの形態の支援を必要としている絶対数ではなく、単純集計値を示している」と説明した（複数のカテゴリーに属する人々は、2度以上カウントされる可能性があるため）。

6.3 人道的援助を必要としている人々の居住地

6.3.1 OCHAの2018年2月付人道対応計画は、以下のように説明している。

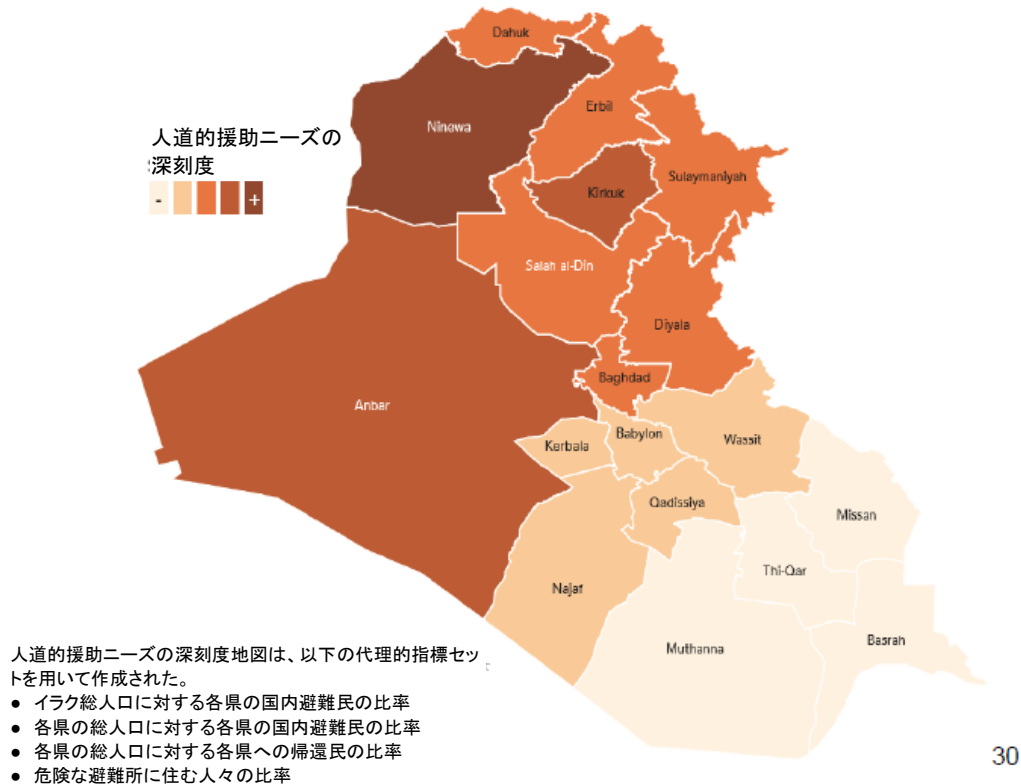
「支援を必要としているおよそ870万人のうち、80パーセント近くはニーナワー県、キルクーク県及びアンバール県に集中している。ニーナワーは依然として危機の中心地となっている。支援を必要とするイラク人の46パーセントはニーナワーに住んでいる。キルクークでは、新たに立入り可能となったハウィジャ（Hawiga）地区に住む人々を含め、160万人が支援を必要としている。アンバールでは、130万人が人道的援助を必要としている。支援ニーズはまた、イラク・クルディスタン地域のドホーク県、アルビール県及びスレイマニヤ県にも集中している。この3県合わせて、イラクの全国内避難民の30パーセントとシリアからの難民226,000人を受入れている。ドホークとアルビールは二番目と三番目に多い国内避難民をそれぞれ受入れており、その多くは2014年8月以降国内避難している。イラク・クルディスタン地域のホストコミュニティに住む14万人以上の脆弱な居住者もまた、人道的援助を必要としていると推定されている。」

6.4 地域別ニーズの深刻度

6.4.1 OCHAから入手した下の地図は、2018年2月現在で人道的援助を必要とする人々の

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

居住地を示したもので、ニーズの深刻度を計る指標に基づき色分けされている。



6.5 脆弱な集団

6.5.1 OCHAは2018年2月、1,400万人（2016年12月時点の1,500万人から減少）が「紛争関連地域」に住んでおり、人道的援助を必要としている870万人の内訳は以下の通りであると伝えている。

- ホストコミュニティに住む「極めて脆弱な居住者」380万人（44%）
- 児童 420万人（48%）
- 高齢者（59歳以上と定義される）40万人
- 女性 430万人（50%）

6.6 国内避難民（IDP）の数

6.6.1 2018年10月15日現在、1,879,938人（313,323世帯）がイラク国内の3,276か所に国内避難している（IOMの数値は、2014年1月からの国内避難を対象としている）。

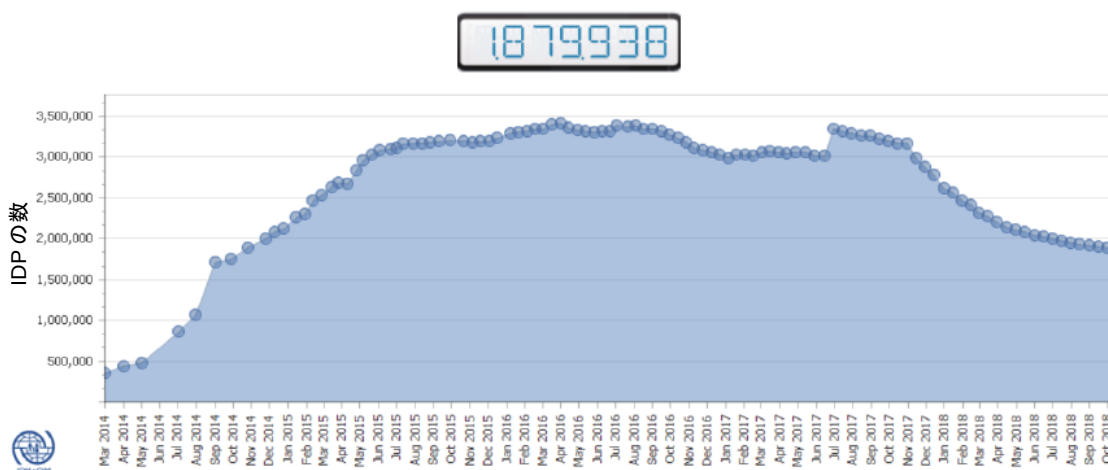
当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.6.2 OCHAによると、IDPの半数は3年以上もの間、国内避難している状態にある。2018年5月31日、UNHCRは人口移動のパターンを「入り混じっている」と要約した。これらのパターンには、以下が含まれる。

「...長引く国内避難、帰還及び二次的/三次的国内避難（出身地への帰還の試みがうまく行かずキャンプに戻る場合を含む）。キャンプへ戻ったり、二次的避難をするのは、主に帰還地での経済機会の欠如、財産の破壊及び限られたサービス利用を理由としてその選択を余儀なくされた結果である。国内避難の長期化は主に、治安上の懸念、報復の恐れ又は宗派間緊張関係の結果に起因している。」

6.6.3 IOMは、イラクのIDPの数を示した以下のグラフ（対象期間：2014年5月～2018年10月）を作成した。

イラクのIDPの数を示したグラフ（2014年5月～2018年10月2日）



6.7 IDPの出身県及び避難県

6.7.1 IOMは、2018年8月時点におけるIDPの出身県と現在の居住県を示した以下のチャートを作成した。

出身県										
避難県	アンバール	バービル	バグダッド	ディヤラー	アルビール	ドホーク	キルクーク	ニーナワ	サラーフディーン	合計
アンバール	67,524	3,234	144	-	-		-	522	240	71,644
バービル	900	14,742	306	48	-		12	4,260	228	20,496
バグダッド	52,284	5,124	636	2,016	-		642	19,038	5,340	85,080
バスラ	1,602	132	180	222	-		750	2,592	2,490	7,968

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ドホーク	468	-	120	-	-		78	348,576	534	349,776
ディヤーラー	1,326	540	696	52,716	--		162	678	6,054	62,172
アルビール	72,192	-	4,752	1,380	6,300		21,096	90,486	20,364	216,570
カルバラー	588	966	150	138	-		300	20,748	114	23,004
キルクーク	4,938	114	834	4,068	-		69,900	15,972	24,972	120,798
マイサーン	168	36	156	96	-		576	1,416	348	2,796
ムサンナー	168	6	126	30	-		96	738	96	1,260
ナジャフ	162	-	-	42	-		90	16,992	36	17,322
ニーナワー	102	-	-	-	-		11,166	584,190	3,120	598,578
カーディーシーヤ	324	-	282	90	-		1,494	9,714	156	12,060
サラーフッディーン	840	-	-	1,506	-		21,954	2,676	136,836	163,812
スレイマニヤ	25,650	10,116	20,532	26,574	-		10,776	14,424	42,816	150,888
ジーカール	696	30	12	72	-		606	2,442	222	4,080
ワーシト	978	120	174	624	-		816	8,388	1,032	12,132
合計	230,910	35,160	29,100	89,622	6,300		140,514	1,143,852	244,998	1,920,456

6.8 IDPの避難所の種類

6.8.1 IOMは2018年8月、IDPの避難状況の内訳を概ね以下のように要約した。

- 個人的に手配した住居で生活しているIDP：62%
- キャンプで生活しているIDP：29%（うち78%はニーナワー（51%）とドホーク（27%）
ーこの両県に住むIDPのほぼ半数がキャンプで生活している）
- 「危険な避難所」（非公式な定住地、宗教的建物、学校及び未完成の又は放棄された建物）で生活しているIDP：およそ9%（うち70%は、サラーフッディーン、ドホーク及びニーナワーに住んでいる）
- 167,604人（IDPのおよそ9%）は、最も脆弱な状態で生活している（その大半がドホーク、サラーフッディーン、ニーナワー及びキルクークに住んでいる）。

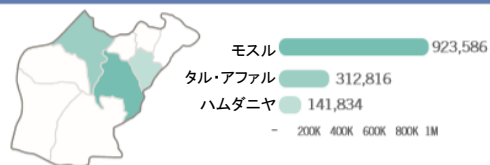
6.9 帰還民数及び帰還地

6.9.1 IOMは2018年8月、4,028,994人（691,449世帯）が故郷に帰還したことを確認した。
上位帰還県（及び地区）は、下表の通りである。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

上位帰還県

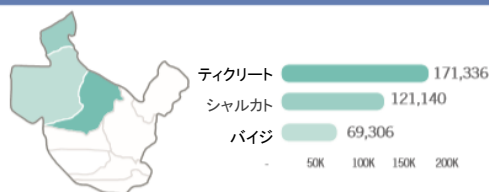
1 - ニーナワー 帰還民数 1,548,108 人



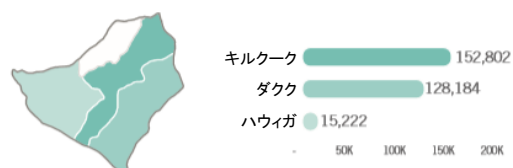
2 - アンバール 帰還民数 1,275,060 人



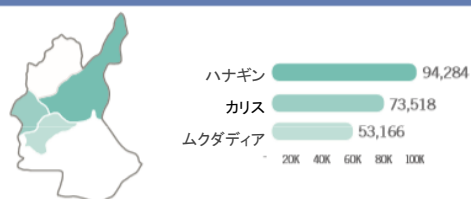
3 - サラーフディーン 帰還民数 560,718 人



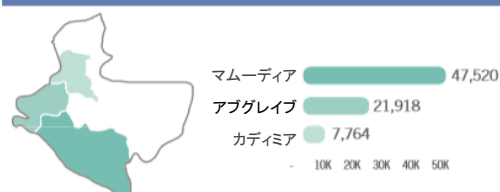
4 - キルクーク 帰還民数 303,084 人



5 - ディヤーラー 帰還民数 222,168 人



6 - バグダッド 帰還民数 78,402 人



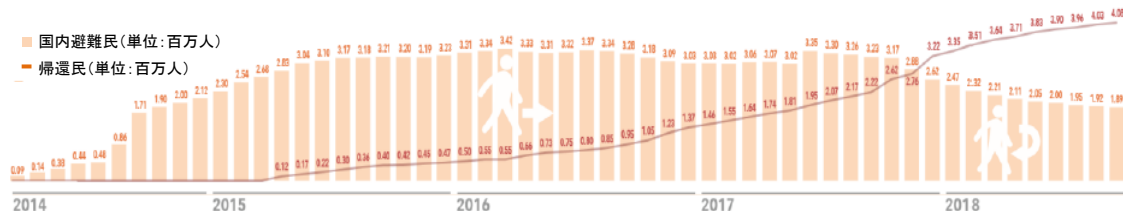
6.9.2 IOMは、帰還民の内訳が以下のようにしていると伝えている。

- 常居所に戻った帰還民：98%
- 個人的に手配した住居で生活している帰還民：2%
- 危険な避難所で生活している帰還民：1%未満（大半がサラーフディーンに住んでいる）

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

6.9.3 OCHAは2018年9月30日までの帰還民（及びIDP）の年表を提供している。

DP及び帰還民の傾向を示すグラフ（2014年～2018年9月30日）



6.9.4 2018年6月、IOMは次のようにコメントしている。「ISIL [ダーイッシュ] に対する軍事作戦が強化された2016年7月以降、帰還が着実に進んできている。2016年10～11月（アンバール県のラマディー地区、ヒート地区、ファルージャ地区及びニーナワの東部地区を奪還する軍事攻勢が行われた後）、2017年5～6月（モスル軍事作戦が展開された期間）及び2017年9～12月（奪還作戦の最後の進攻期間）は、帰還者が最多になった時期であった。」

6.9.5 OCHAの2018年8月付人道掲示板（Humanitarian Bulletin）は、以下のように伝えている。

「国内避難民の帰還の動きは着実に継続しているが、見込んでいたものよりは遅いペースになっている。[2018年]5月末までにまだ60万人しか帰還していない状況で、新たな及び二次的な国内避難が一部発生していると報告されている。その大半（86パーセント）は、キャンプ外の避難地からの帰還であるため、キャンプで生活する大多数の人々の国内避難生活が長引いている状況について懸念が提起されている。キャンプは当初計画していた期間よりも長く開けておかねばならない可能性がある。帰還を妨げる重要な要因として、インフラの損傷、基本的サービスと生計を得る機会の欠如、治安の欠如、爆発危険物による汚染及び社会的一体性に対する難題が挙げられてきた。」

6.10 帰還民の受入拒否

6.10.1 国連難民高等弁務官（UNHCR）は、2018年6月付ブリーフィングで、以下のよう

に説明した。

「過激主義者と関係があると認識される家族が帰還を拒否されるという事案がイラク全域に亘って報告され続けている。UNHCRは、検問所で政府系武装集団に拒否され又はコミュニティから脅されたために出身地を離れることを余儀なくされた後でキャンプに戻る多くのIDPに話を聞いてきた。これらの家族の出身は、アンバール（アル・カーイム[Al Qa'im]）、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

キルクーク(ハウィジャ)、ニーナワー(ラベア[Rabea]、カイヤラ[Qayarra]、ベイジ[Beiji]、シンジャー[Sinjar]、バデュッシュ[Badush]、ハウィジャ[Al-Hawija]、タル・アフアル[Telafar]、モスル市の一部)及びサラフッディーン(シャルカト[Shirqat]、バイジ[Baiji])であった。また、一部の家族は親族が帰還しようとして逮捕されたと報告した。ニーナワーに住む3家族は、その財産がコミュニティメンバーによって焼却され又は治安機関により利用されたと語った。また、恣意的な逮捕又は報復行為を恐れるあまり近い将来に帰還することを予定していない家族もいた。」

6.11 帰還地の状況

6.11.1 2018年 OCHA人道対応計画は、以下のように説明している。

「奪還した地域からは爆発危険物や瓦礫が撤去され、また、電気、水及び下水網を復旧するため、政府の社会的保護の土台を再構築するため、国内経済を活性化させるため、そして学校や医療センターを開くための大きな取り組みが現在進行中である。国内避難民の受入場所となっていたキャンプは統合、閉鎖され、人道パートナーから現在支援を受けている極めて脆弱な家族が政府の新貧困削減戦略の対象になるよう図るための手順が整備されつつある...

「イラクを再建するには数年かかる。経済企画省(Ministry of Planning)が実施し、世界銀行が分析した損傷・損失評価によると、再建には少なくとも10年かかり、費用は880億米ドルを優に上回る...

「イラク政府やクルディスタン地域政府が帰還民に動機を与え、帰還を容易にするために多大な努力を払っているにもかかわらず、脆弱な家族の多くは支援が得られず、帰還することができない。まだ安定していない地域から避難している人々は、状況が改善するまでは故郷に帰還するのが遅れる可能性が高く、引き続き支援を必要とする。キャンプや標準以下の宿泊施設で生活する家族は極めて脆弱であり、全国、特にクルディスタン地域のホストコミュニティは、広範に亘る失業と劣化する公共サービスに直面している。」

6.11.2 UNHCRは、月次保護報告最新版の2018年5月28日～7月1日号で、以下のように伝えている。

「新たに到着した人々の大半は、帰還地域又は二次避難地域の生活条件に対処できないためにキャンプに戻っていたと報告し続けている。広範に亘って帰還民が再び国内避難せざるを得ない状況を引き続きもたらしめている重要な要因は、変わりやすい治安情勢、経済状

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

態及びサービスの欠如である。また、生計を得る機会の欠如、家屋の破壊による避難所の欠如、家賃を支払う家族の能力の欠如、以前はIDPを受入れていた親族との諍いなども依然として、ここ数か月間にキャンプへ戻ってくる家族が挙げ続けている理由になっている。さらに、多くの事例において、爆発危険物の撤去作業が捗っていないことも要因の一つとなっている。」

6.11.3 OCHAの2018年7月付人道掲示板は、ニーナワー県における状況について、以下のようコメントしている。

「世界銀行は、イラク経済企画省が実施した損傷・損失評価を利用して、[モスルの]復興には10年以上かかり、少なくとも800億米ドルの資金が必要になると推定している...

「UNICEFは授業を再開した638校のうち、3分の1の復旧を支援し、50万人以上の少年少女が地元の学校に戻れるようにしてきた。また、WHO [世界保健機関]及びイラク保健省 (Ministry of Health) と連携して、5歳未満の幼児107,217人にポリオの予防注射を受けさせた。さらに、UNICEF [国連児童基金] は地方自治体が損傷した給水設備を復旧させるのを支援してきた。この結果、ニーナワー県の住民80万人に清浄な飲用水を提供できるようになった...

「WHOはバアジ (Ba'aj)、ハトラ (Hatra)、モスル、タル・アファル及びシンジャールの各地区に帰還した人々に提供する基本的なプライマリー・ヘルスケア (一次医療) サービスを復活させ、6か所に一次医療センターを設立してきた。また、216,000人以上に基本的な医療相談サービスを提供した他、17台の移動医療クリニックを通じて過疎地に住む532,000人以上に手を差し伸べた。

「ISILはモスルを占領している間、大半の産科病棟と病院を閉鎖していたため、UNFPA [国連人口基金]はリプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康とその権利) に対する驚くべきニーズに対応し、2016年12月には既に東モスルの分娩室を支援していた。また、UNFPAは2016年10月から2017年7月にかけてモスルとその周辺に55のリプロダクティブ・ヘルス施設を設立した。2017年の第四四半期中、UNFPAは国内避難している女性と女兒472,000人以上にリプロダクティブ・ヘルスに関する相談に乗った...

「2017年7月から2018年6月にかけて、UNMAS [United Nations Mine Action Service : 国連地雷対策サービス部]は44,000個以上の爆発危険物 (IED[簡易爆発物]1,000個を含む) をモスル市内の道路、橋梁、学校、大学、病院、診療所、水処理プラント及び地方自治体ビルから撤去した。また、依然として発見されている人間の遺体の多くから450本の自爆ベル

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

トが見つかった。さらに、これまでUNMASが極めて重要な550のインフラ施設から爆発危険物を撤去したことで、モスルの住民と帰還民に対する基本サービスの提供が再開できるようになった。

「国連ハビタット（国際連合人間居住計画）が法的扶助を提供し、故郷に帰還する人々が住宅や土地及び財産に係る問題に対処するのを支援したことで、東モスルの12の近隣地区に住む1,200世帯以上が恩恵を被ってきた。また、紛争で損傷した西モスルの家屋257戸を国連ハビタットが修復したことで、およそ3,000人が故郷に帰還できるようになった。」

6.11.4 国際的NGOであるiMMAPは10月4日、以下のように報告している。

「IDPを帰還させるプロセスは細やかな規模で始まったため、IDPの大部分はその生活圏におけるインフラが被った汚染と甚大な損傷によって故郷へ帰還できなくなっている。住民はISISが駆逐され、地元企業が戻ってきた後に状況と経済が好転するという大きな期待を持っているが、最も緊急に必要としているサービスが利用できず、治安情勢が変わりやすい状況が依然として大きな課題となっている。

治安事件とインフラに関するiMMAPのデータにより、ISISから解放された地域では依然として事件が発生しているため、経済やインフラ全体の開発が停滞していることが明らかになっている。軍事作戦によって被害を受けた地域の大半はインフラが損傷しており、一部の地域は完全に破壊され、再建に数年を要する状況である。被害を受けたインフラの大半は病院、学校、職場、政府建物及び聖地・史跡である。」

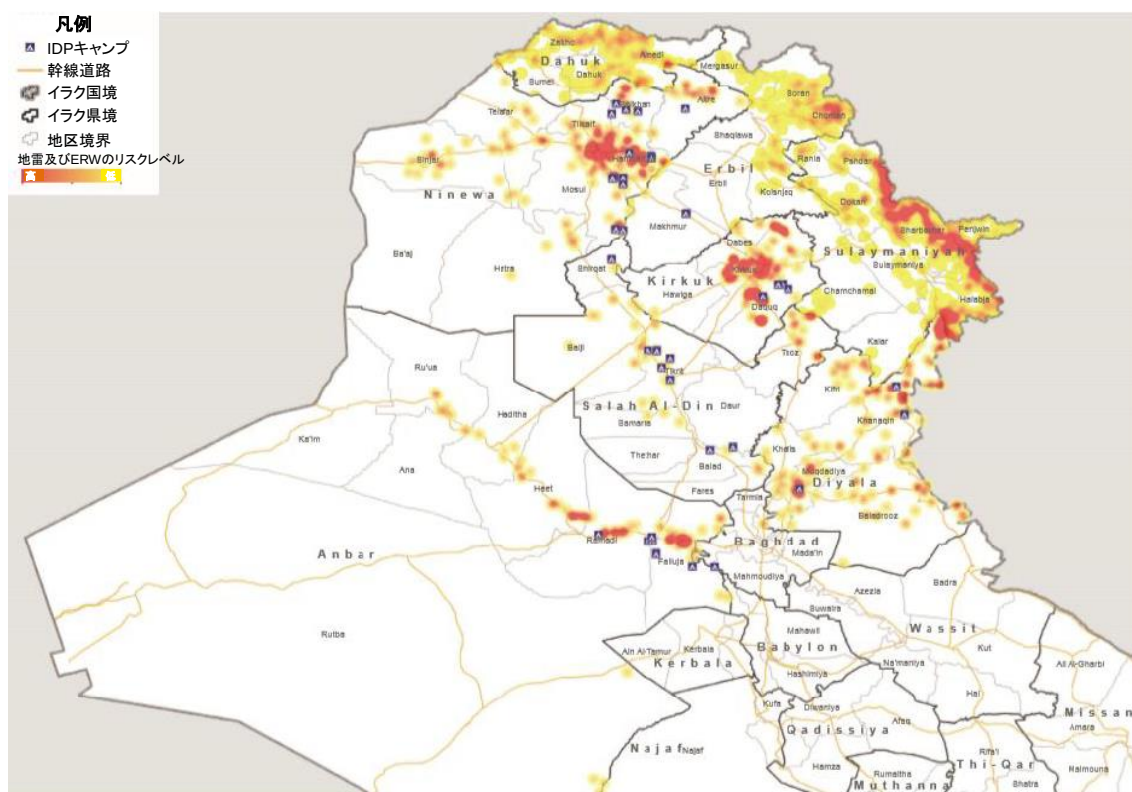
6.11.5 OCHRの2018年人道対応計画は、KRIにおける状況を、以下のように説明している。

「学校、水・衛生、廃棄物管理、医療施設に関するものを含む地元のサービスにかかる圧力と職を巡る競争が毎年高まっており、KRIの3県全体に亘って生活水準が急激に低下している原因となっている。[2017年]9月下旬にクルディスタン地域の住民投票が行われた後、アルビールとスレイマニヤの空港への国際便の運航が中断されるなど状況は悪化し、経済活動や商業に影響を及ぼしている。[2017年]10月中旬、治安部隊がキルクークと複数の紛争地域に再配備されたことに伴い、18万人以上の住民が家を捨てて避難したが、その大半はアルビールとスレイマニヤに安全と支援を求めた。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに留意ください。

6.11.6 2018年10月、iMMAPは地雷と爆発性戦争残存物（Explosive Remnants of War : ERW）の汚染地域を示した下の地図を作成した。

地雷及び爆発性戦争残存物（ERW）汚染地域を示した地図



6.12 雇用及び経済的な安定

6.12.1 2017年12月、国際的NGOのREACHはイラク全土に亘る1,571世帯とのインタビュー、262人のKI（Key Informant：重要な情報提供者）とのインタビュー及び二次的データから入手した12,613世帯の調査データに基づき行ったイラクの人道状況に関する評価を公表した。この評価は、キャンプ内及びキャンプ外に住むIDP、帰還民及び新たに奪還した地域及び紛争地域に住む国内避難していない人々を対象にしている。この評価により、雇用機会は、「立入可能な地域における全ての人口グループが一貫して最も優先度の高いニーズとして認識しており」、また、支援の手が届かない地域において必要なものであると全地区のKIが報告しており、さらに、国内避難していない人々にとって必要なものであるとKIが提起している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.12.2 OCHAの2018年人道対応計画は、以下のように伝えている。

「農業生産高は、ニーナワー及びサラーフディーンにおける小麦、大麦、トウモロコシ、果物及び野菜などの作物生産高が家計所得のほぼ70パーセントを占めていた紛争前レベルと比較して40パーセント下落している。戦闘によって最も大きな影響を受けた地域の貧困率は、40パーセントを超えている。困窮している世帯と国内避難家族のおよそ3分の1は現在、消極的対処戦略に依存している。」

6.13 食糧の安全保障

6.13.1 2018年2月、OCHAはおよそ190万人のイラク人が食糧を確保できていないと報告した。この数字は、2016年12月の290万人から減少している。

6.13.2 REACHの2017年12月付人道評価によって、以下が判明している。

「...立入可能な地域及び支援の手が届かない地域における全ての人口グループにとって最も優先度の高いニーズは依然として、食糧など基本的な生活必需品に対するアクセスの改善に集中している... 食糧は、立入可能地域における全ての人口グループにとって最も優先順位が高いニーズとして絶えず認識されている... 支援の手が届かない地域において、帰還民であるKIは、...全地区において食糧に対するニーズが確認されたと報告した。国内避難していない人々が... 提起したニーズの中には、... 食糧に対するアクセスが含まれていた。」

6.14 医療及び保健

6.14.1 2018年2月、OCHAは730万人が医療を必要としていると報告した。この数字は、2016年12月の1,030万人から減少している。

6.14.2 REACHの2017年12月付人道評価によって、「立入可能な地域及び支援の手が届かない地域における全ての人口グループにとって最も優先度の高いニーズは依然として、...医療サービスなど基本的な生活必需品に対するアクセスの改善に集中しており」、また、医療は「立入可能地域における全ての人口グループにとって最も優先順位が高いニーズとして絶えず認識され、かつ、国内避難していない人々のニーズでもあるとKIが提起している。」ことが判明している。また、REACHは「...病院で医薬品が入手できず、薬局から医薬品を購入することができない状況が報告されていることによって明らかなように、紛争の影響は医療[部門]でも確認することができる。」と追記している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

6.14.3 OCHAの2018年人道対応計画は、医療部門が「...特に大きな打撃を受けた。医療診療所で実施した相談の件数は2014年以降、8倍に増加している。サラーフディーンにおける医療センターの36パーセントは損傷を受け又は破壊されており、ニーナワーにおいて完全に機能している医療施設は半数に過ぎない。」と伝えている。

6.15 水、公衆衛生及び個人衛生（Water, Sanitation and Hygiene : WASH）

6.15.1 2018年2月、OCHAは540万人が水と衛生の支援を必要としていると報告した。この数字は2016年12月の830万人から減少している。

6.15.2 REACHの2017年12月付人道評価によって、「国内避難していない人々の間で...提起されているニーズの中には水へのアクセスが含まれており」、また、「ここ数年の紛争により、特に支援の手が届かない地域において、極めて重要なインフラが被害を受けてきた。特に、近年奪還した地域及び紛争地域に住む国内避難していない人々は水インフラが大きな損傷を受けるのを経験してきた可能性がある。」ことが判明している。

6.15.3 OCHAの2018年8月付人道掲示板は、以下のように伝えている。

「イラクは現在、短中期的に悪化することが見込まれている水不足に直面している。南部諸県、特にバスラ県は大きな影響を受けてきた... 水レベルが低いために塩分濃度が高まっており、利用量が限られている水が農業用に向かないようになってしまっている。こうした状況が要因となって、暮らしを続けていくことができないおよそ630世帯（3,780人）が移住を余儀なくされた。また、水不足と並行して、パイプやインフラの老朽化が給水汚染の原因となっており、バスラ県の住民数百人が8月中に入院する事態となっている。医療従事者は資金及び補給品の不足を報告しており、コレラが大流行する可能性に関して懸念が提起されている。」

6.16 教育

6.16.1 REACHの2017年12月付人道評価は、「紛争の影響は... 教育においても見られる。... [これは] 支援の手が届かない地域に住む国内避難していない人々や帰還民が教育にアクセスする際の障壁として学校の劣悪な物理的状态が一般的に報告されているからである。」と結論付けている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

6.16.2 2018年2月、OCHAは「紛争地域内にある学校は二重及び三重シフト制で運営されている。昨年だけでも、150以上の学校が損傷を受け又は破壊された。国内避難民キャンプで生活する児童のおよそ50パーセントは質の高い教育にアクセスすることができず、320万人の児童は不規則に通学するか、あるいは一切通学していない。」と伝えている。また、2016年12月には、350万人の児童が教育支援を必要としていると伝えている。

6.17 強制退去

6.17.1 2018年5月及び6月、UNHCRは（主にハウィジャ及びサラフッディーン出身のIDPが）キルクークから強制退去させられた出来事、サラフッディーンのアル・カラマ（Al-Karama）及び非公式な定住地、ドリームシティ・コンプレックス（ティクリート）、ラマダニヤ（Al-Ramadhaniyah）集落（バグダッドとニーナワーの間の幹線道路沿い）、ジャマイア（Al-Jamaia'a）キャンプ（バグダッド）で強制退去の脅しがあった出来事、及びキャンプの閉鎖がアンバール県地方自治体内で議論されたことについて伝えた。

7. 人道支援

7.1 国連人道的対応計画

7.1.1 OCHAの2018年人道対応計画は、以下のように説明している。

「2018年を通じて、人道活動は大幅に縮小することになる。この縮小によって人道的状況を成り行き任せにする又は脆弱性が高まるのを放置するのではなく、政府のハイレベル諮問チーム（High Level Advisory Team）及び危機管理課（Crisis Management Cell）と連携し、バグダッドの共同調整監視センター（Joint Coordination and Monitoring Centre : JCMC）とアルビールの共同危機調整センター（Joint Crisis Coordination Centre : JCC）から支援を受けつつ、人道的支援プロセスを管理していく。2018年を通じて、キャンプは統合、閉鎖され、当局は復興を加速化させていく。人道主義者はカウンターパートと緊密に連携し、家族が今住んでいる地域にとどまるか、故郷に帰還するかあるいは再定住するかを決定できるよう図っていく。脆弱な家族が政府の社会的保護の土台にアクセスするのを支援する活動に高い優先順位を与え、キャンプや危機に晒されている人々が集中している地域にサービスが継続して提供されるようあらゆる努力を払っていく。人道パートナーは、2018年に何らかの形態の支援が必要となる870万人のイラク市民の中で極めて脆弱な人々のサブセットにサポートを提供していく。人道パートナーは、HRPの戦略的目的に沿って、以下を行っていく。

● キャンプや非公式な定住地で生活している国内避難民150万人にサービス・支援パッケージを提供する。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

- 助けがなければ帰還することができない極めて脆弱な人々35万人に支援パッケージを提供する。
- 2018年を通じて新たに又は二次的に国内避難する可能性がある30万人に対する安全なアクセスを確保し、連続的な緊急支援パッケージを提供する。
- 政府の社会的保護の土台が対象としていない125万人の極めて脆弱な人々に支援パッケージを提供し、サービスの利用を容易にする。
- 220万人向けに特殊化された支援と保護を提供する。」

7.1.2 また、同人道対応計画は、以下のように記述している。

「国内避難している家族や困窮している家族は引き続き、現金による支援を圧倒的に選好する傾向を示している。2018年、人道対応計画を通じて提供される全人道プログラムの25パーセントは現金支援プログラム（補助金、無料食糧券、通学費用、衛生・家庭用品などの支給を含む）となる。また、現金支援プログラムには、多目的に使える現金支給及び作業活動のための現金支給が含まれている。現金作業部会のメンバーは国内当局と緊密に連携し、家族が政府の支援サービスを利用するための方法について合意するとともに、人道パートナーが提供する現金支援が政府自体の現金支給プログラムを損なわないよう又はそのプログラムと重複しないよう図っている。」

7.2 人道パートナーの数及び活動範囲

7.2.1 OCHAの2018年人道対応計画は、以下のように記述している。

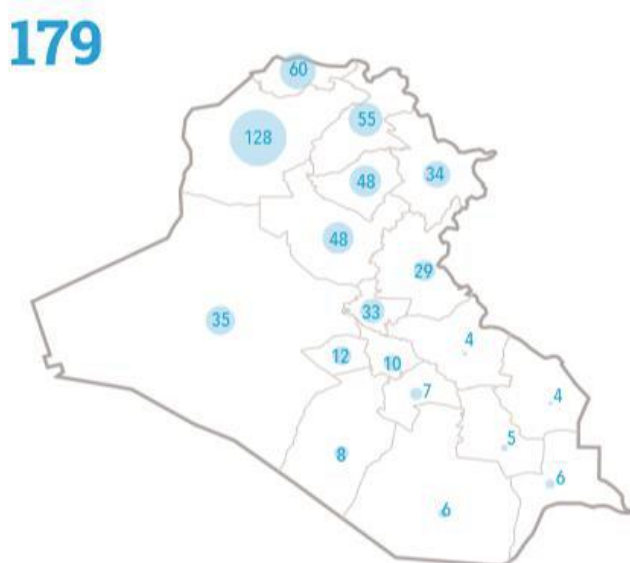
「人道機関のアクセス及び運営能力は拡大し続けている。179のパートナーが現在46の運営地域で活発に活動している。2017年を通じてイラク治安部隊がサラフディーン県、キルクーク県、アンバール県及びニーナワー県の主要な都市や地区を奪還したことで、およそ500万人の市民が新たに人道的援助を受けられるようになった。バグダッドのJCMC[共同調整・監視センター]とアルビールのJCC[共同危機調整センター]の支援を得て、奪還地域における運営能力は2017年を通じて、ニーナワーで113パーセント、サラフディーンで52パーセント、キルクークで47パーセント、アンバールで13パーセントそれぞれ増加した。モスル市では、人道パートナーが2016年を通じて76の近隣地区に立入り、支援を提供した他、2017年には145の近隣地区全てに支援の手を差し伸べた。

「9月下旬にイラク・クルディスタン地域への国際便が制限され、10月中旬には紛争地域にイラク国軍が再配備された後で職員や物品の移動に複数の制限が課されたものの、当局はOCHAと緊密に連携して、NGOの登録、ビザの発行、許可証の手配及び貨物の通関を容易

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

にしてきた。9月下旬以来、1,000件を超える緊急ビザ発給要請（NGOによるもの900件を含む）がバグダッド当局によって処理されてきた。OCHAの民間・軍連携チームは引き続きアクセスを確保するとともに、当局と連携して検問所における強要、嫌がらせ、遅延及び閉鎖の事案に対処している。また、人道調整官の優れた事務所を通じて、所属する宗派、民族及び部族に起因して国内職員に制限が課されている状況に対処しつつある。

7.2.2 OCHAから入手した下の地図は、2017年に人道的ニーズに対応した179の機関の所在地を示したものである。



この地図は、2017年に人道的ニーズに対応した組織の数と所在地を示している。県ごとの数は相互に排他的なものではなく、組織は2つ以上の県で活動することができる。

7.2.3 下の図は、2018年人道的対応計画に参加している人道機関の数をKRIの県ごとに示したものであるが、2017年に比べて数が減少していることがわかる。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。



7.2.4 同計画は、以下のように説明している。

「クルディスタン地域政府の承認を得て国内で活動してきた多くの人道機関は現在、その地域を正規のものにするためにイラク中央政府から許可を得なければならなくなっている。イラク・クルディスタン地域内のコミュニティは引続き寛容であり、他に行く所がない家族に支援を提供しているが、地元の能力は限界に達しており、クルディスタン地域政府は翌年も多数の国内避難民を支援していくためには国際社会からの大きな支援を必要としている。」

7.3 支援の対象となる人々の数とプロフィール

7.3.1 国連2018年人道対応計画は、支援を必要としている870万人のうち340万人を人道的援助の対象にしていると記述している。同計画の支援内訳は下表の通りである。

	合計			対象者の内訳			姓・年齢別★★		要件
	対象者数 (単位：万人)	全対象者に占める困窮者の比率(単位：%)	国内避難民数 (単位：万人)	極めて脆弱な帰還民数(単位：万人)	新たに又は二次的に国内避難民となった人々単 位：万人)	社会的な保護の土台では十分にカバーできない極めて脆弱な人々の数(単位：万人)	女性の比率(単位：%)	未成年、成人、高齢者の比率(単位：%)	総額(単位：百万米ドル)
①	220	42%	140	35	30	13	50	略	65
②	340	46%	150	35	30	125★	51	略	67.4
③	240	44%	60	35	30	108★	49	略	70
④	100	50%	80	0	1	17	49	略	150

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

⑤	190	46%	100	5	30	57	50	略	63.4
⑥	110	43%	40	15	10	40	51	略	25
⑦	50	16%	10	10	7	26	48	略	38
⑧	2	0.8%	0	2	0	0	55	略	3.5
⑨	60	73%	20	12	30	0	52	略	7
⑩	150	63%	50	28	9	56	50	略	60
①保護、②医療、③水、公衆衛生及び個人衛生、④食糧の安全保障、⑤避難所及び非食物品目、⑥キャンプとの協調及びキャンプ管理、⑦教育、⑧緊急時の生計手段、⑨迅速対応制度、⑩多目的現金支援									

★この区分で提供している数字には、新たに立ち入り可能となった地域におけるホストコミュニティ及び国内避難していない人々が含まれている。

★★未成年：18歳未満、成人：18～59歳、高齢者：60歳以上

7.4 公的配給制度（PDS）

7.4.1 米国国務省（US State Department : USSD）の2017年を対象とする人権報告書は、以下のように伝えている。

「全ての市民は、公的配給制度（PDS）に基づき食糧を受け取る資格がある。しかしながら、当局はPDSを散発的かつ不規則に実施しており、近年奪還した地域に住む市民はその利用が限られた。当局は毎月全ての商品を配給するとは限らず、また、全てのIDPが各県のPDSを利用できるわけではなかった。原油価格の安さがPDS向けに利用できる財源を一段と制限した。市民は居住地及び登録県内でしかPDSの配給を受けることができなかったため、国内避難した後で利用できなくなる又は権利を喪失するという事態を招いた。」

7.4.2 REACHは、2017年12月付人道評価報告書で、公的配給制度（PDS）は「政府が助成し、全国で展開される食糧・燃料支援プログラムである」と説明している。また、同評価報告書の説明によると、PDS配給は「全世帯の食糧ニーズに対処するのに十分な手段ではない。[しかしながら] この支援は、主食品目を供給することで食糧消費を補完している。」さらに、同評価報告書は、以下のように追記している。

- キャンプ内で生活するIDPの68%、
- キャンプ外で生活するIDPの3分の1（サラフッディーンの9%からナジャフの100%まで、県によって大きなばらつきがある）、
- 帰還民の16%、及び
- ホストコミュニティの世帯の19%は、データ収集された月と同じ月にPDS支援を受けたと報告しており、
- 「大半」（全てのグループの90パーセント以上）が規定配給額の半分のみを受け取った。
- ハウイジャ（キルクーク県）の非国内避難民の大半は、PDS支援を利用することができなかった。
- 帰還民の大半は、キルクーク市（帰還民の大半がPDS支援を利用することができな

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

った）を除き、PDS支援を利用することができた（ただし、程度の差はあった）。

7.5 人道支援の有効性

7.5.1 REACHの's 2017年人道評価報告書によると、「立入可能地域」においては、

- 帰還民の12%と
- ホストコミュニティ世帯の24%は人道的援助を受けなかった。また、
- 人道的援助は主に、現金又は食糧という形態であった。

7.5.2 国連の2018年人道対応計画は、以下のように記述している。

「現場では、各人道機関が対象の絞り込みと対応能力の強化を図るため、情報をリアルタイムで共有するなど、これまでよりも緊密に連携して活動している。人道機関内の巡回チームは、モスル市での活動から始まり、現在は第一線の情報を収集し、国内避難民を受入れている地域（中継地点、ふるい分け現場及び緊急対応キャンプを含む）で活動する人道パートナーにその情報を提供している。支援の手を差し伸べるのが困難な地域の場合、人権機関は地元の指導者や組織とより定期的に関わり、状況について意識を向上させる取り組みを支援している。また、人権機関は継続してデータを処理し、分析するための人権機関固有のメカニズムを向上させており、合意した目標の進捗状況を計るためにダッシュボードを利用している。イラクIDP情報センターは引き続き、ホットラインに電話をかけてくる国内避難民からの情報や提案を受入れており、サービスの提供に関してギャップが存在していることに懸念を抱くことも多い。この情報は直ちに人権機関の間で共有され、パートナーが緊急対応を要する問題にすぐ対応するのを支援している。戦略的レベルにおいては、イラク政府とクルディスタン地域政府が引き続き、ハイレベル諮問チームの会議中に進捗状況を共同で監視している。政府の危機緊急対応課（Crisis Emergency Cell）は定期的に会合を持ち、これらに関する計画を立案し、その進捗状況を監視している。イラク・クルディスタン地域においては、内務省の指導の下で、JCCの支援を受けながら、戦略的な監視活動が行われている。人道支援国別チーム（Humanitarian Country Team）は引き続き、人道対応計画の戦略的目標の達成に向けて着実に前進しており、浮上してくる優先度の高い課題に対応し、必要に応じて軌道を適合させ、修正している。」

7.5.3 OCHAの2018年7月付人道掲示板は、以下のように説明している。

「7月末現在、ドナー（援助資金供与者）は人道対応計画の目標値5億6,900万ドルに対して3億6,230万ドルに貢献してきた。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

「これまで受け取ってきたドナー資金の占める割合に基づけば、2018年イラク人道対応計画（HRP）は世界で最も多額の資金が拠出された最良の計画の一つである。払い込まれたドナー寄付金は2億3,500万ドルに達している。これは、必要資金総額の41パーセントに相当する。しかしながら、今月末現在でドナーが払い込みを約束している1億2,800万ドルはまだ支払われていない。資金需要とそのレベルは人道機関によって異なることに留意するのが重要である。最も大きなギャップは、食糧の安全保障、医療、水、公衆・個人衛生及び非食品関係の人道機関に見られる。

「今年の極めて優先度が高いHRPの資金需要が満たされない限り、一部の極めて重要な人道プロジェクトの実施は影響を受け、プログラムの閉鎖につながる可能性があり、閉鎖されれば、最も脆弱なイラク人に支援を提供できなくなってしまう。」

7.6 人道支援の有効性：モスル

7.6.1 OCHAは2018年7月、以下のように伝えている。

「[モスル市の奪還から]1年後、人道コミュニティは同市で著しい進展を記録してきた。2018年人道対応計画（Humanitarian Response Plan : HRP）によると、イラクで人道的援助を必要としていると見込まれる870万人のうち、およそ半数（400万人又は46パーセント）はニーナワー県で生活している。

「2018年6月30日現在、人道パートナーは同県でほぼ100万人に支援の手を差し伸べてきた。この数字は2018年HRPで対象としたニーナワー県人口の148パーセントに相当する（すなわち、対象者626,834人に対して930,814人）。この高いレベルの実績を達成できたのは、変わりやすいモスルの環境の中で浮上するニーズに対処することができるドナーから寛大な寄付額を受け取ったことが理由である。この寄付のおかげで、諸活動を進めるのに十分な資金が集まり、特に医療や保護に関係する人道機関に大きな支援を提供できるようになった。こうした支援にもかかわらず、他のほぼ全ての部門（食糧の確保、教育、避難所、非食糧品目、キャンプの調整及び管理、多目的に使える現金支援、水、公衆衛生及び個人衛生）において決定的なギャップが依然として存在する。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

8. 治安情勢

8.1 概観：ダーイッシュ（イスラム国）との戦争

8.1.1 議会調査局（CRS）は、2018年10月4日付報告書で、「イラク政府は2017年12月にイスラム国組織（IS、別名ISIS/ISIL）に対する軍事的勝利を宣言したが、残存するIS戦闘員の反乱攻撃は、復興や国の政治的将来に注意を移しているイラク人にとって脅威となっている。イスラム国による領土支配が阻止されて以降、治安情勢は改善してきているが、国内の一部の地域ではIS戦闘員が活発に動いており、治安情勢は流動的である。」と説明している。

8.1.2 CRSは続けて、以下のように伝えている。

「2017年7月、ハイダル・アル・アバーディ（Haider al Abadi）首相はモスルを訪問し、2014年6月に同市を占領したイスラム国部隊に対する大規模な戦闘作戦が終了したことを示した。その後、イラク部隊はタル・アファル市とハウィジャ市を奪還し、10月にはクルディスタン地域政府（KRG）と国家当局の間で紛争が起きている地域で緊張関係が続く中、アンバール県で軍事作戦を開始した。2017年12月9日、イラク政府職員はイスラム国に対する勝利を公表し、国民の祝日とすることを宣言した。イラク国内の主要領土に対するイスラム国の独占的支配は終了したものの、米国の情報コミュニティは2018年2月、議会に対しイスラム国は「いわゆるカリフ国の再出現を最終的に可能にするための長期的戦略の一環として、イラク及びシリアでの断固とした反乱活動を開始し、おそらくこれを維持する」と語った。

「2018年10月現在、イラクの治安作戦はアンバール、ニーナワー、ディヤーラー及びサラーフディーンでIS戦闘員に対し継続されている。これらの作戦は、領土を再確立しようとするIS戦闘員の試みを阻止し、IS戦闘員を居住区から隔離することを目的としている。イラク職員は、ISがシリアに残っている隠れ場所を活用し、イラク侵入の後方支援をさせることを目論んでいると警告している。報道と米国政府の報告は、ISが特にこれまで支配していた県の農村地域において攻撃を継続していると伝えている。独立アナリストは、IS戦闘員がこれらの地域において、夜間又はイラクの国家治安部隊が不在の間、市民を脅し、威嚇し、殺害している状況を説明している。一部の地域においては、市民がIS攻撃から逃れている状況で新たな国内避難が起きている。」

8.1.3 国連安全保障理事会は、2018年4月17日付報告書の中で、「ISIL諸分派はイラク全域で、統一性のない散発的な攻撃を実行し続けている」と伝え、2月には、Hawika（キルクーク）で PMU戦闘員に対し、3月にはバグダッド・キルクーク間道路上で市民などに対し攻撃を行った事例を挙げた。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

8.1.4 国際危機グループ（International Crisis Group : ICG）は、2018年7月付投稿メッセージで、以下のようにコメントしている。

「イスラム国（ISIS）に関係する治安の悪化は、キルクーク、ディヤーラー及びサラフッディーンで継続しており、ISIS戦闘員はますます兵士や政府職員を誘拐し、殺害している。軍、警察及びクルド・ペシュメルガ部隊は7月4日、ISIS部隊を標的にキルクーク、ディヤーラー及びサラフッディーンの諸県で共同軍事作戦を実施した。ペシュメルガ戦闘員は7月16日、アルビール県カラチュク（Qarachukh）山岳地帯北部でISIS戦闘員14名を殺害したと主張したが、ペシュメルガ戦闘員6人も殺害された。クルディスタン地域の首都アルビールでは、3人の武装犯が県建物を占拠し、7月23~24日に退去させられるまで武装犯2人と市民1人が殺害された。この事件に関する犯行声明は出されていないが、アルビール市長はISISを非難した。」

8.1.5 テロリズム・モニター・ボリューム（Terrorism Monitor Volume）は2018年7月、以下のように報告している。

「ISは、2014年6月に占領したがイラク部隊が昨年米国の強力な支援を得て奪還したモスルを含むイラク都市部の牙城を全て失った。しかしながら、近年ISが再び活動を活発化させていることは、ISが現在イラク国内において従来の奇襲攻撃戦術を追求していることを示しており、ISがどのようにしてイラク諸派閥間に存在し続けている分断に付け入ることができるかを説明するのに役立つ...近年の攻撃の大半は比較的小さなものを標的としているものの、ISは5月と6月にサラフッディーン県でイラク軍とシーア派民兵に対し大規模な軍事作戦を複数回実行した。こうした情勢を踏まえれば、イラクの情勢は安定しており、再び政府の支配下に再び戻ったというイラク当局の主張は疑いの余地がある。」

8.1.6 2018年9月、テロとの戦いセンター（Combating Terrorism Center）は、キルクーク、サラフッディーン及びディヤーラーに跨るハムリ山脈（Hamril Mountains）がダーイッシュの「隠れ場所」であることを強調した。ダーイッシュは同山脈にトンネルを掘り、カリフ国が崩壊するまでイラク北部での反乱作戦に重要な役割を果たしたのがこのトンネルであった。同センターは、2018年5月に選挙が行われた後、新政府が形成されていないことから、これらの地域を掃討することに重点を置いた軍の活動が弱まる可能性があると言った（ただし、その後、新政権が形成されている）。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

8.1.7 戦争研究所 (Institute for the Study of War : ISW) は2018年10月2日、以下のよう
に報告している。

「イラクとシャームのイスラム国 (Islamic State of Iraq and al Sham : ISIS) は、米国の
反ISIS連合軍によりその復活を防止する取り組みが行われているにもかかわらず、イラク
とシリアで能力のある反乱部隊を再構成しつつある... ISISは資金を集め、残存部隊に対す
る指揮統制体制を再構築する一方、永続的な後方支援ゾーンを再確立するために効果的な
作戦を展開している。このままの流れで行けば、ISISはイラクとシリアで国内の治安部隊
を上回る恐れがある新たな反乱活動を行うのに十分な勢力を取り戻す可能性がある...ISIS
は将来イラクとシリアで大規模な反乱活動を行う準備を整えるため、新たな収入源を見出
し、散在する残存部隊に対する指揮統制体制を再構築する途上にある。」

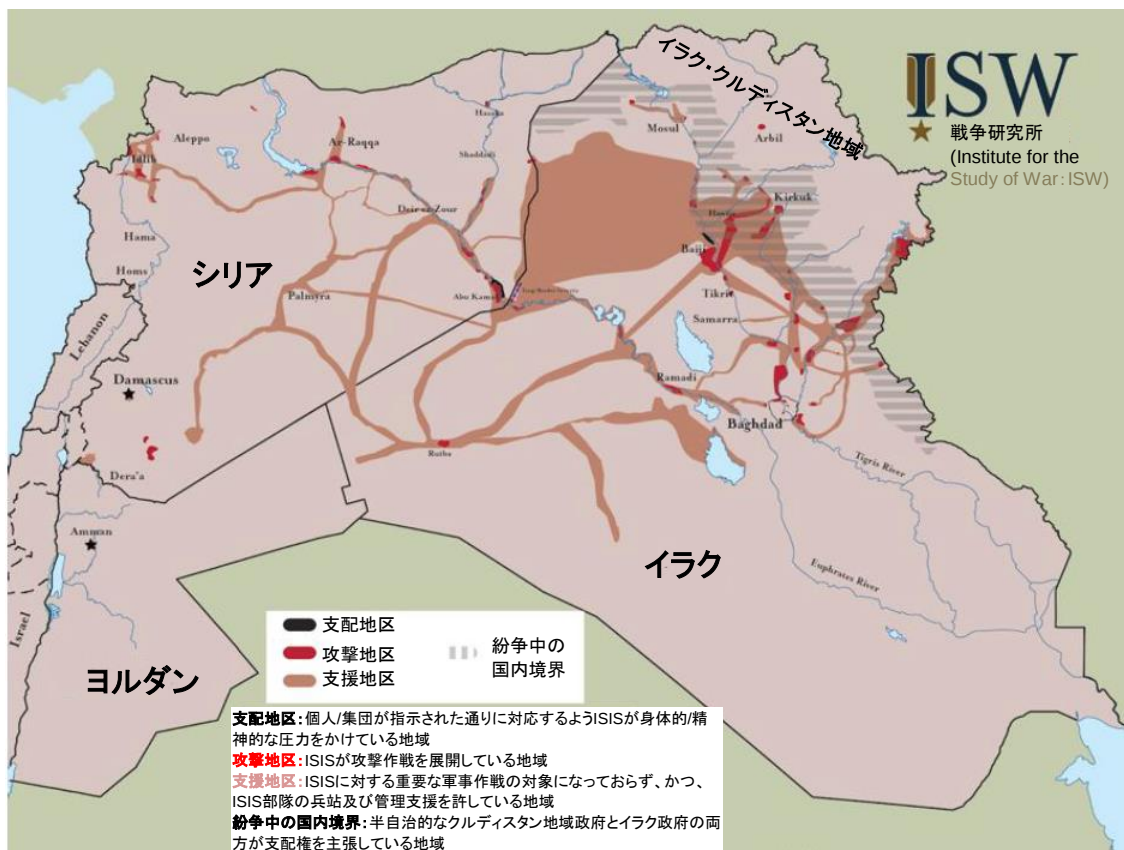
8.1.8 ISWは、以下を追記している。

「ISISのアブー・バクル・アル＝バグダーディー (Emir Abu Bakr al-Baghdadi) は8月22
日、敵に対して『攻撃に次ぐ攻撃を仕掛け』、また、『団結し、組織化する』よう彼の支持
者に求める音声メッセージを公表した。同様に、ISISは2018年3~4月の出版物で潜伏工作
員に活動を開始するよう求めた。これらのメッセージは、ISISが将来の攻撃に備えるため、
奪還されたイラクとシリアの諸地域に工作員を意図的に潜り込ませたことを示唆している。
とは言うものの、現在維持されている公共の秩序は、ISISがその諸部隊に命令を直接発す
るための統制メカニズムを欠いている可能性があることを示している。ISWは、[2018年]10
月1日現在でISISがイラクとシリアで反乱活動レベルの指揮系統を再構築しつつあること
を示す少なくとも4つの指標を観察してきた。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

8.1.9 ISWは、2018年10月1日時点におけるISISの「活動地域」を示す地図を作成した。

ISIS活動地域を示した地図（2018年10月1日現在）



8.1.10 [ジョエル・ウィング \(Joel Wing\) のブログ「イラクに関する物思い \(Musings on Iraq\)」](#) の定期的な更新情報も参照されたい。

8.2 概観：「バグダッド・ベルト地帯」の状況

8.2.1 ISWは、あるブリーフィング（日付不明）で、以下のように説明している。

「バグダッド・ベルト地帯は、バグダッド市を囲む居住、農業及び産業地域であり、バグダッド市の半径20~30マイル以内に敷かれている道路、河川その他の通信ライン・ネットワークが首都バグダッドとイラクの他の地を結び付けている。バグダッド・ベルト地帯には、北部のタージ (Taji) 市[バグダッド県]から始まって、時計回りにタルミヤ (Tarmiyah) 市 [バグダッド県]、バアクーバ (Baqubah) 市 [ディヤーラー県]、ブーリツ (Buhriz) 市 [ディヤーラー県]、ベスマヤ (Besmayah) 市及びナーワン (Nahrwan) 市[バグダッド県]、サルマンパク (Salman Pak) 市[バグダッド県]、マハムディヤ (Mahmudiyah) 市[バグダ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ッド県]、サドル・ユスフィヤ (Sadr al-Yusufiyah) 市 [バグダッド県]、ファルージャ (Fallujah) 市[アンバール県]及びカルマ (Karmah) 市[アンバール県]が含まれる。この「時計」は四分円、すなわち、北東部、南東部、南西部及び北西部に分けることができる。」

8.2.2 ジョエル・ウィングのブログ「イラクに関する物思い」の2018年2月16日付投稿記事には、以下のように記述されている。

「2018年の年初来、バグダッドがイラクにおける暴力を加速させている。バグダッドでは1週間で21件の事件が起きている。自動車爆弾が発見され、取り外された事件は、ISが多数の死傷者を出す爆弾攻撃をまたも試みたことを示している。先週、タミヤ (Tarmiya) である女性自爆テロリストが学校まで追いかけられ、そこで着用していた爆弾を爆発させた。この事件は、バグダッド・ベルト地帯において反乱活動がまだ行われているという不安をもたらした。問題なのはバグダッド・ベルト全般ではなく、これまで1年超に亘って最多の攻撃が行われてきた北部と南部である。」

8.2.3 米国の軍・退役軍人向け出版物であるタスク&パーパス (Task & Purpose) は、2018年3月19日付記事の中で、戦争研究所 (ISW) の上級情報プランナーであるJennifer Cafarellaの発言を次のように引用している。「イラク北部のハウィジャからTuz Khurmatuにかけての地域、自ら「ホワイト・バナー (White Banner)」と名乗る集団が出現してきているイラク東部のディヤーラー県、バグダッド市を囲む『バグダッド・ベルト地帯』及びイラク西部に位置するアンバール県のラマディー及びその他の地域において、スンニ派のジハーディストが依然として活発に活動している。」

8.2.4 テロリズム・モニター・ボリュームは2018年7月、「ここ数か月間、バグダッド北部でイスラム国 (IS) が仕掛けた一連の攻撃により数十人が殺害された。この事件は、テロリスト集団がイラクで再構築されつつあるのではないかという不安を掻き立てた。」と報告した。

8.2.5 ISWは2018年10月、「バグダッドにおけるISISの攻撃パターンは、ISISがバグダッド・ベルト地帯全域に亘って支援及び兵站ネットワークを再構成し、2006~2007年の隠れ場所を再現しようとしている可能性が高いことを示している。ISISはまだ2011~2013年に復活した際の特徴であった自動車爆弾 (Vehicle-Borne IED : VBIED) の組織的利用という閾値にまで戻ってきていないが、近いうちにこの閾値を超える可能性がある。イラク内務省は9月6日、バグダッド北部にあるISISのVBIED拠点を破壊したと主張した。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

8.3 概観：「紛争」地域の状況

8.3.1 2017年9月、クルディスタン地域政府（KRG）はクルディスタン地域及びクルディスタン当局とイラク政府の間で争われている地域の独立の是非を問う住民投票を実施した。この住民投票に対応して、イラク政府は「紛争」地域を奪還するために軍隊を派遣した。国際危機グループ（ICG）は2017年10月付報告書で、クルディスタン部隊がどのようにしてキルクークを撤退し、イラク政府が「比較的僅かな抵抗にしか遭わずに」同市を奪還できたのかについて説明している。」

「[2017年]10月16日未明、イラク連邦軍は、イスラム国（ISIS）の猛攻を目の前にしてイラク陸軍が壊滅した2014年6月に失った油田、航空基地、空港及び連邦施設を奪還することを目的とするとハイダル・アル・アバーディ首相が語った軍事攻勢をキルクーク市に向けて開始した。比較的僅かな抵抗にしか遭わなかったこの軍事行動は、アバーディ政府とクルディスタン愛国同盟（PUK）派の間で取引が行われたことで可能になったと伝えられている。PUKの大半が撤退する一方、クルディスタン地域政府の議長を務め、9月下旬にクルディスタン地域の独立に関する住民投票を計画的に実施したマスード・バルザニ（Masoud Barzani）が率いる対抗派閥のクルディスタン民主党（KDP）の部隊は逃走した。結局、連邦軍は油田のみならず、感情的にはより大きな勲章となるキルクーク市の支配権を確立した。」

8.3.2 CRS報告書は、イラク政府とKRGの間の「紛争」地域、主にキルクークの状況について説明している。

「イラク北部クルディスタン地域（KRI）は、2005年イラク憲法の規定に基づき相当なレベルの自治権を享受している。クルディスタン地域政府（KRG）は2018年9月30日に議会選挙を行った。KRGは2017年9月に独立の是非を問う住民投票を実施し、物議を醸した。この出来事でイラク政府との政治的緊張関係が高まり、イスラム国が2014年中頃に進攻した後にクルディスタン地域政府部隊によって確保されていた紛争地域の保安全管理をイラク政府が回復しようとする動きをもたらした。イラク政府とクルディスタン地域政府の治安部隊は紛争中の実効支配線を挟み、向かい合った状態で配備されたままであるが、それぞれの指導者は多数のデリケートな問題に関して交渉を行っている...

「2017年10月、中央政府は、KRIを発着地とする国際便の運航を禁止し、イラク治安部隊はイスラム国が2014年中頃に進攻した後にクルディスタン地域政府部隊によって確保されていた紛争地域の保安全管理を回復しようとする動きに出た。石油資源に恵まれたキルクーク市の大半は、これまで長い間イラク・クルディスタン地域が領有権を主張してきたが、中央政府の支配下に戻る結果となり、この出来事を巡る論争でクルディスタン地域の政治は

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

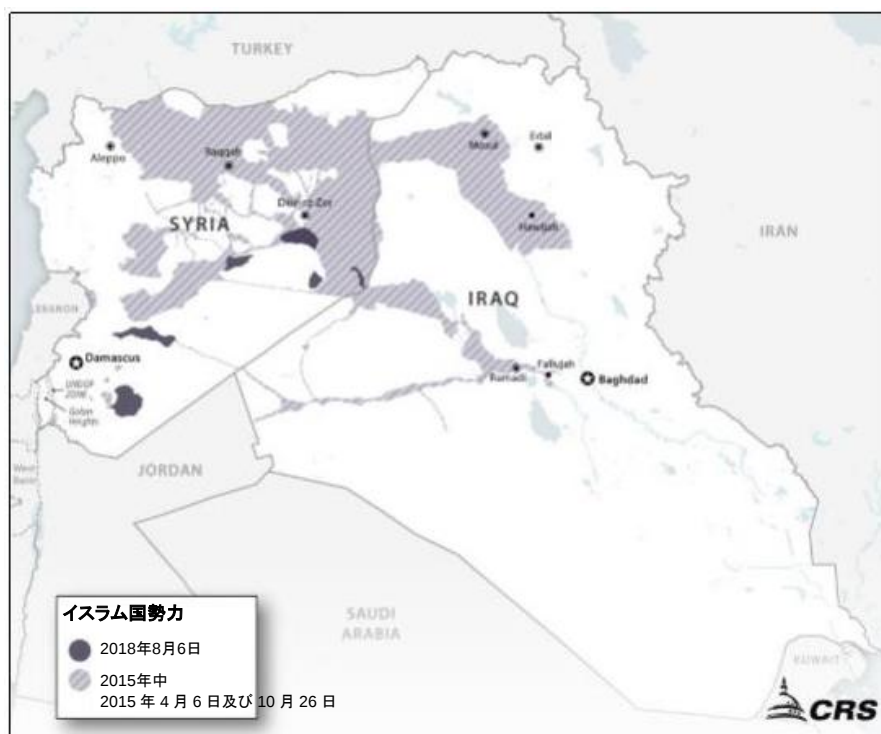
分断されている。イラク政府とクルディスタン地域政府の治安部隊は紛争中の実効支配線を挟み、向かい合った状態で配備されたままであるが、それぞれの指導者は多数のデリケートな問題に関して交渉を行っている。」

8.3.3 [ジョエル・ウィングのブログ「イラクに関する物思い」](#)の定期的な更新情報も参照されたい。

8.4 領土の支配

8.4.1 CRSはダーイッシュが2015年から2018年8月にかけて支配していた領土を示した下の地図を提供している。データはCRS、HISマークイット紛争モニター（IHS Markit Conflict Monitor）、ESRI及びUSSDから入手している。

ダーイッシュの支配領土を示した地図（2015～2018年）



8.4.2 CRSは、2018年9月17日時点における「紛争」領土内の影響地域を示した下の地図を提供している。データはCRS（ArcGISを利用）、HISマークイット紛争モニター、米国政府及び国連から入手している。

2018年9月17日時点のイラク・クルディスタン地域政府部隊とイラク政府部隊の間の「紛争」領土内における影響地域を示した地図

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。



当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

8.4.3 iMMAPは、2018年10月付治安報告書の中で、[アンバール、ディヤーラー、キルクーク、サラフディーン及びニーナワの道路とキャンプに内在する「一次的」及び「二次的」リスクを示した地図](#)を提供している。詳細情報については同地図を直接参照されたい。

8.4.4 [ジョエル・ウィングのブログ「イラクに関する物思い」](#)の定期的な更新情報も参照されたい。

8.5 治安事件

8.5.1 ジョエル・ウィングのブログ「イラクに関する物思い」は、2018年4月付ブログで、以下のように説明している。

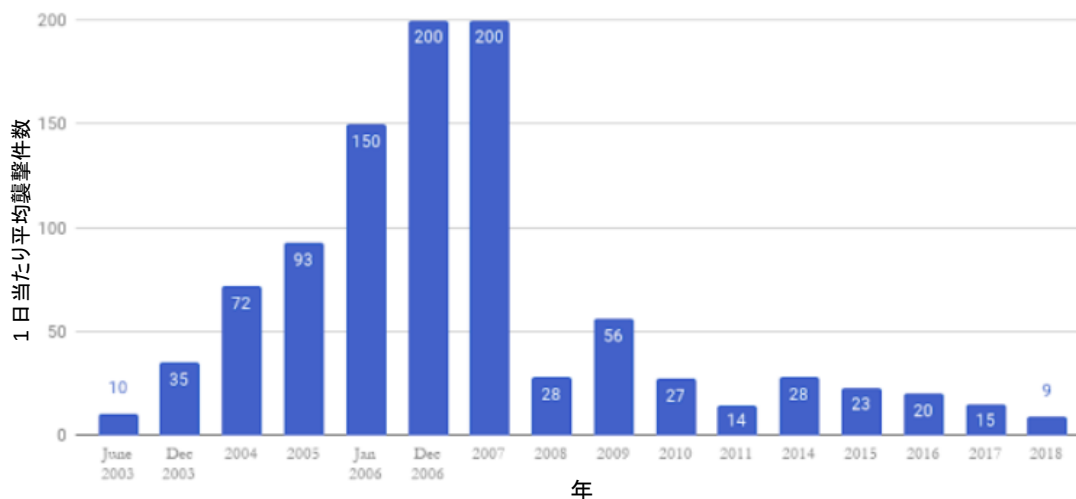
「イラクでは現在、サダム・フセイン（Saddam Hussein）政権が崩壊して以来、治安事件が最も少ない。2003年においては、毎日平均して10~35件の事件が発生していた。これに対し、2018年の第一四半期中に発生した事件は平均9件であった。2014年夏にイスラム国がモスルを占拠した後は、イラク政府軍が攻勢に出て、占領されていた地域を全て解放する前であっても襲撃事件は着実に減少した。2014年の1日当たり事件数は28件、2015年は23件、2016年は20件、そして2017年は15件であった。昨年末、イスラム国は大義を失いつつある中で多数の死傷者を出し続けるのではなく、局所的、散発的に実施する反乱活動に戦術を転換することを決定した。イラク軍がニーナワとアンバールで最後の掃討作戦を展開した際にイスラム国がほとんど抵抗しなかったのは、これが理由である。この結果、2017年10月以降、事件数は横ばいになっている。」

8.5.2 同じブログは、2018年に治安事件数が減少していることを示した下の地図を提供している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

イラクにおける治安事件数を示したグラフ

2003~2018 年における 1 日当たり平均襲撃件数



8.5.3 [オーストリア出身国・庇護情報研究資料センター \(Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation : ACCORD\)](#) の事件に関する定期的更新情報及び「[武装紛争地及びイベント・データプロジェクト \(Armed Conflict Location and Event Data Project : ACLED\)](#)」のイラクに関するデータも参照されたい。

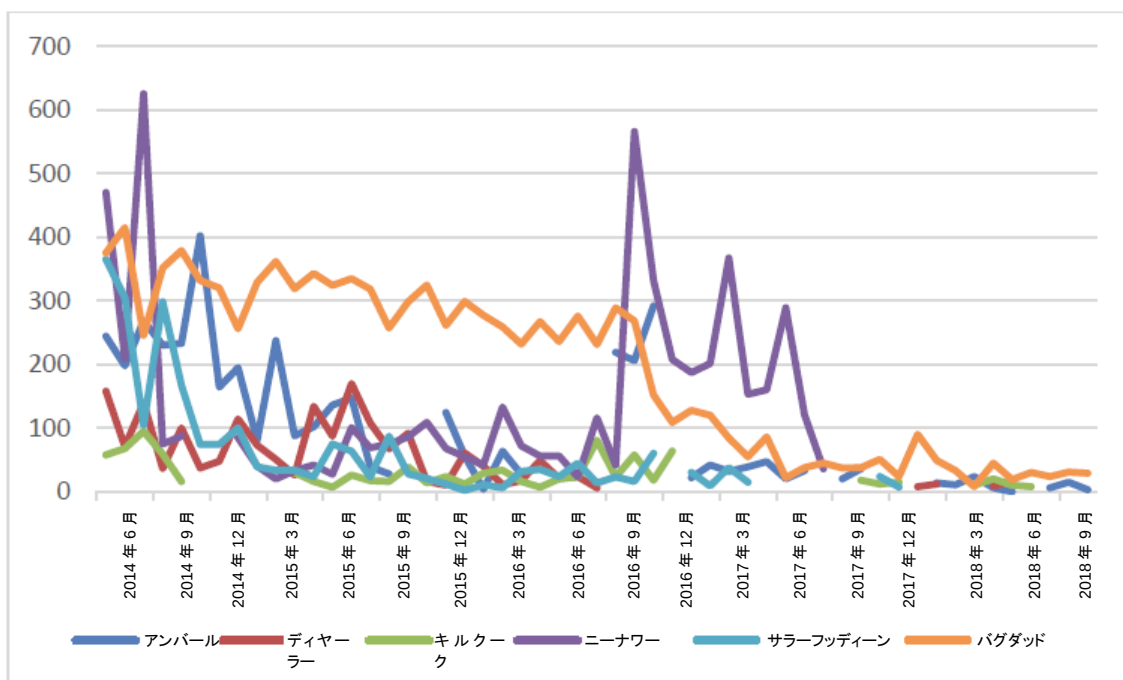
8.6 市民の死亡者数

8.6.1 [国連イラク支援ミッション \(UN Assistance Mission for Iraq : UNAMI\)](#) のデータを利用した下の地図は、2014年6月から2018年10月にかけて紛争による被害が最も大きかった6県で殺害された市民数を示したものである。国連のデータは、最も被害が大きかった県から収集されており、したがって、通常はイラク南部又はKRIのデータが含まれていない。また、複数の月に関してはデータを入手することができない。UNAMIはデータの限界について、以下のように警告している。

「UNAMIは特定の地域において効果的に死者数を検証するのを妨げられた。また、一部のケースにおいては、特定の事件に関してその一部しか検証できなかった。アンバール県の死者数は、同県保健局 (Health Directorate) によって提供されている... アンバール県保健局から入手した死者数のデータは、同県における実際の死者数を反映していない可能性がある。これは、現場での状況がますます変わりやすい状況になっており、行政サービスが中断しているからである。こうした理由から、報告されている数字は、絶対的最小値であると考えなければならない。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

紛争による被害が最も大きかった 6 県における市民死者数（対象期間：2014 年 6 月～2018 年 10 月）を示したグラフ



8.6.2 [イラクボディーカウント \(Iraq Body Count : IBC\)](#) のデータは、2017年2月28日まで遡る。

8.6.3 ジョエル・ウィングは、国連イラクやIBCと同様に、市民死亡者数に関するデータを提供しているが、このデータは本書で使用されていない。一般に、このデータは国連イラクやIBC が提供したものと同一パターンを示しているものの、より高次レベルではデータ収集手法の違いを反映している。詳細情報については同[ブログ](#)を直接参照されたい。

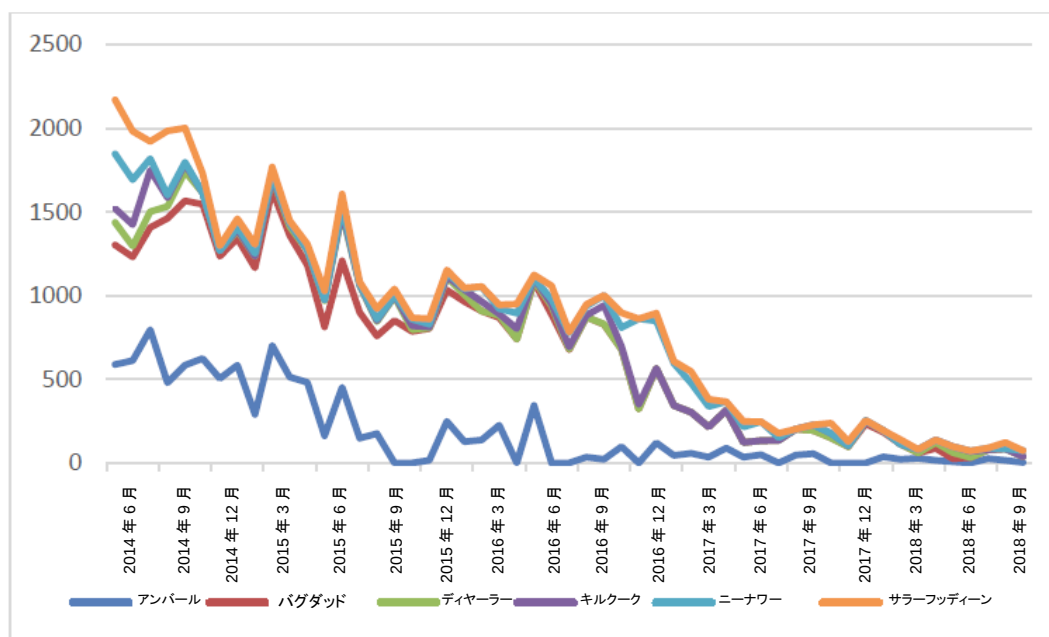
8.6.4 [オーストラリア出身国・庇護情報研究資料センター \(ACCORD\)](#) の事件に関する定期的更新情報及び「[武装紛争地及びイベント・データプロジェクト \(ACLED\)](#)」のイラクに関するデータも参照されたい。

8.7 市民の負傷者数

8.7.1 [国連イラク支援ミッション \(UNAMI\)](#) のデータを利用した下の地図は、2014年6月から2018年10月にかけて紛争による被害が最も大きかった6県で負傷した市民数を比較したものを示している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

紛争による被害が最も大きかった6県における市民負傷者数(対象期間:2014年6月～2018年10月)を示したグラフ



8.8 暴力の性格

8.8.1 ジョエルのブログ「イラクに関する物思い」が編集した治安事件に関するデータは、暴力的な襲撃の性格を示している。射撃と簡易爆発物（IED）は一貫して暴力的な襲撃の中で最も一般的な形態である。その他の形態としては、自動車爆弾、スティッキー・ボム（粘着爆弾）、自爆テロ及び迫撃砲が挙げられる。詳細情報については、同[ブログ](#)を直接参照されたい。

8.8.2 iMMAPの2018年10月付治安検証報告書によると、治安事件の中には、空爆、爆発危険物及び地雷によるものが含まれている。

8.9 脆弱な集団に及ぼす影響

8.9.1 OCHAの2018年人道対応計画は、脆弱な人々にとっての治安問題を特定している。これらは、以下に掲げるものである。

- ダーイッシュと関係がある人々に対する報復行為及びデリケートな地域における宗派関連暴力
- 特に以前の紛争地域における爆発物（意図的に住居や民間インフラ施設に仕掛けられたブービー（偽装）爆弾

付属書A：イラク地図

